

令和3年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和3年9月7日

招集年月日	令和3年9月3日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和3年9月 3日午前10時 05分			議 長	中本 正廣
	閉 会	令和3年 月 日午後 時 分			議 長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	7番	影 井 伊久美		8番	田 島 清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	総 務 課 主 幹	三 井 剛		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	児 玉 裕 子		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和3年9月7日

	一般質問
--	------

令和3年第5回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和3年9月7日

日程	議案等番号	件 名
第1		一般質問

令和3年第5回定例会
(令和3年9月7日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続けます。通告順に従って、順次発言を許します。2番、斉藤マユミ議員。

○斉藤マユミ議員

改めまして皆さん、おはようございます。今日も1日よろしく願いをいたします。通告6番の、議席2番の斉藤でございます。よろしく願いいたします。今、国政のほうでは、次期総理の座を巡っていろいろ紛糾は巡らされております。中でも、新しく女性が2名ほど立候補しようかという動きも見られます。初めて始まって以来、女性の総理誕生ということも期待されるこの頃でございます。安芸太田町においても、この春の議会の選挙におきまして、3名の女性が議席をいただきました。大変議員の皆様方は、議員の皆様じゃなくて、町民の皆様方は、やはり女性にしっかりと、たくさんの方に頑張ってもらいたいということで、後押しをしていただいたと思います。町長によくお聞きをいただきたいんですけども、町民の中には、女性の声をしっかりと、議員の意見を吸い上げ、そして提言することについては、しっかりと取上げていただくという、町民の強い願いがあって私たち3名が出させていただいたと思っておりますので、しっかりお願いをしたいと思います。さて、8月の台風、長雨豪雨は観測史上最大の雨量を記録したようです。横川の観測所で月間総雨量は949ミリを記録し、平成30年7月豪雨で記録した388ミリの2.45倍の雨量を記録し、本町の観測においても、866ミリを記録しており、平成30年7月豪雨で記録した雨量の2.2倍の雨量となり、町内に21か所の雨量観測所がある中、ほとんどの観測所において、平成30年7月豪雨の2倍以上の雨量を記録したと報告されました。こうした状況の中、長期間にわたる大雨警戒において、避難所も台風9号で広域避難所4か所を開設、避難者延べ6人。11日から大雨で町内46か所を開設し、避難者延べ205人あり、長期の運営が必要となり、通常業務を継続しながら、日夜、町民の安心安全のため、課室を越えて、職員が交代で避難所運営に従事しなければならない状況。過去にこういう経験がなかったということで、職員の皆様方には、大変御苦労があったことと思います。ここに敬意と感謝を申し上げます。公共交通にも運休見合せ等の支障があり、災害も加計、筒賀、戸河内とそれぞれ多くの被害が発生しました。三段峡では、防護柵破損、落石、土砂流出、倒木等30箇所の災害状況が報告されました。他の市町にも甚大な被害が発生しておりますが、安芸太田町では、人災がなかったことが何よりと思います。危機管理室としては、長期間の警戒における職員の配置対応に課題を残したと、残した大雨と捉え、次年度における防災計画において体制の見直しを行う必要

があると考えられており、しっかり検証していただきたいと思います。大変にお疲れさまでした。改めまして、敬意を申し上げます。それでは、通告していますことに、質問通告していますことの質問をさせていただきます。国道191号線法面崩落、豪雨災害について、1、迂回路について。県は国道191号線法面崩落に伴い、迂回路として国道186号線を案内していますが、地元住民は186経由で、大泊ダムを規制がかかり、平見谷、猪山経由になり、かなりの時間を要するため、危険を承知で町道林道梶ノ木線を利用しました。ちょうどあの区間は、カーブミラーはなく、道幅もけっして、広くはありませんが利用いたしました。林道梶ノ木粒谷区間は、道幅も狭く、待機所も少なく軟弱。昼間でも木が密植と葉が茂り、暗闇状態。ましてや、カーブが多く、もちろんカーブミラーはありません。通行中の中には、中型車以上のような車や、タンクローリーも通行いたしました。タンクローリーは特殊です。柴木から松原、小板地域方面への関係者ではなく、梶ノ木を抜けて芸北方面に行くのを何度か見ました。また土曜、日曜日にはボードを載せた大きなパジェロ等の台数が多く、離合場所も少なく、狭く、軟弱で渋滞も発生しました。町外の車については、ご遠慮いただくように声掛けするも逆に威嚇される始末でした。いろんなことに出くわしながら通行止め期間は、危険を承知で毎日の安全を祈る気持ちで通行いたしました。それでは、通告しています迂回路の3路線は、近隣の住民からの多くの声です。今回の災害を受けて、今後の対応についてお示しいただきたいと思います。町道林道梶ノ木線、三段峡入口から恐羅漢公園線、旧鉄道跡地、野為柴木間のトンネル、鉄路の後、活用できないかということです。そして2番目、標識、危険レベルとはと通告していますが、誤りでございました。正しくは走行注意レベル4でした。大雨洪水などによる避難情報は、5段階の警戒レベルで発令されます。警戒レベル5は、災害発生または切迫、命の危険、直ちに安全確保、警戒レベル4災害のおそれ高い。危険な場所これ安全な場所に安全避難です。今回の川手地区の災害現場には、標識で、ここから走行注意レベル4とあり、異常発見時の連絡先、西部建設事務所安芸太田支所とあります。これまでは、危険な状態だから注意して走行と思いながら、あまり気にもせず走行していました。今回の災害を見ると、山が急峻で、奥が深い危険だと改めて思い知りました。インターネットで調べてみますと、総合レベル4は、落石や崖崩れの発生するおそれが高い区間、総合レベル3は、落石や崖崩れの発生するおそれがやや高いとありました。走行レベル4だけでは住民は理解できていないのではないのでしょうか。標識すら知らなかった人もいました。今回、新たに立て看板で、大雨のときの通行止め期間の告知がされました。これは目線の位置にあり内容もわかります。3つ目、緊急時、救急車、消防車発生の場合の対応は。国道191号線法面崩落で通行止めになり、救急車は何度か要請があり、梶ノ木を通行されたようですが、夜間はできるだけ通行は避けたいと言われました。状況によっては、北広島町にも要請し、両方から現場に急行するよう、連携はできているようです。あなたく、通学に梶ノ木線も走行されたようです。あなたくは料金を払って乗車です。あなたくも通学においても、安全性について、大変苦慮するところです。この間、事故がなかったのは、幸いです。企画課、教育委員会は、安全面でどう理解されていたのでしょうか。この間、通行の通行止めのため、あなたくは運休と思って、病院に行かなかったとか、行かれなかったとか、行かなかった。現実には運行していたことも知らなかったとか、買物も思うようにできなかった。また、梶ノ木線は恐ろしいのと、186号は、あまりにも時間がかかり過ぎると休職された方もおられました。これはごく一部ですが、多くの声がありました。4番目。立木を根返りによる倒木対策について。立木の密集と木の手入れが必要と思われる等、また河川の中に倒れた木もあり、今後の雨によるせかる可能性も考えられ、通行に危険な状態が生じています。今後の対応が求められます。5番目、治山、砂防ダムの現況は。町内には多くの治山砂防ダムがあると思います。堆積状況等調査し、災害を未然に防

ぐ対策が求められます。産業課、建設課に関係すると思います。民家に関係する箇所は早急に点検が必要と思われま。多くのことを申しましたが、今回のこの多くの災害を踏まえ、今後の対応に生かしていただきたいと思。長くなりましたが、以上のことについて見解をお示しいただきたいと思。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、斎藤マユミ議員より、まず今回の大雨の災害について、とりわけ191号の法面、法面の崩土につきましてですね、もろもろ御質問いただきました。今回の議会でも何度かお話をさせていただきました。改めて、今回の災害とりわけお盆期間中の大雨についてはですね、対応も長期にわたりますし、また過去に例のない降雨量を本町においても記録をしているということで、本当に大きな、災害であります対応を要した件でございました。御指摘のようにですね、辛うじて、人身事故はなかったということではありますけれども、各地に土砂災害も発生したということで、その対応にも引き続き追われているところではございます。いろいろな反省点もあるんですが、一つは、御指摘のような長期対応において、どうやってこの体制を維持していくのか。町挙げて対応させていただきましたけれども、改めてその役場職員だけではなく、消防団の皆様にもかなり長期にわたる対応をお願いさせていただいたということで、この体制を、今後も引き続き、こういう長い期間対応しなければならない災害というのは、頻発する可能性もあるものですから、改めて、どうやって体制を維持していくのかということも考えていかなければならないなというふうに思っているところであります。その上で迂回路の件についてでございますが、結局191号の件についてはですね、8月15日から31日まで、全面通行止めになるということでございましたが、県の西部事務所さんのほうにも御尽力いただきまして、現在は仮設防護柵等、それから安全施設ですね。監視カメラやセンサーを設置していただいた上で、片側交互通行になってるということでございますが、本格的な復旧というのはまだこれからでございますし、まだ未だ予定も立っていないという状況でございます。そういう中での迂回路の対応について個別には、担当課長のほうからも話をさせていただきますが、結局議員からも御指摘いただいた、ほかの三つの迂回路といいますか、手段といいますか、梶ノ木の林道、町道林道を通る道と、それから県道の恐羅漢線を使う道、もう一つはトンネルについても御指摘をいただきました。現状、使えるルートといいますか、というのはもう、基本的には梶ノ木を通る町道林道、これしかないといいますかですね、いう状況だと思っております。議員からも御指摘をいただいたように、ホームページ等ではそのルートは示さず、あくまでも186号を通るルートを出させていただいていると。それは我々の思いとしてはある意味、町外の方は通るなというわけにはなかなかいかないものですから、表向きには今の、大変迂回になりますけれども186号を表に出させていただいて、できれば町外の方々に来ていただく方についてはそっちを通っていただく。あくまでも、今の迂回路、町道林道の梶ノ木線については、道の幅がそもそも狭いものですから、そういった意味では本当に知っておられる方、できれば地元の方に使っていただきたいという趣旨もあって、あえてそちらのルートはお示しをしてないという対応でございましたけれども、それにしても、なかなか今の町道林道というのは、細い道があるということで、我々としてもそうはいっても、何とか現状できることで道の改修なりをさせていただきたいという思いで、8月20日に、まず応急の修理をさせていただいたところでございますけれども、まだまだ不十分でもあると思っております、これについては、委員御指摘のようなカーブミラーの設置も含めてですね、応急的にとにか

く対応できるところは対応させていただきたい、場合によっては、離合する場所についてもさらに何とか確保させていただきたいということで引き続き、これ対応を続けていきたいと思っております。今回大雨は終わったとはいえですね、これから台風シーズンにも入りますし、また現在の片側交互通行の191号についても、雨量規制もかかっておりますもんですから、数字を見ておりますと、いつ、結局これが、上にある土砂が動かないにしてもですね、事前の雨量規制でいつ片側交互通行が止まるかもわからないという状況でございますので、とにかく、この林道、町道の梶ノ木線についてですね、なかなか根本的な対策というのは難しいんですけども、それでもできる範囲での補修というのは早急にさせていただいて、何とか地域の皆さんが使いやすいような形にはしていきたいというふうに思っております。詳細についてはまた担当課長のほうから話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。失礼いたします。質問をいただいた内容につきまして、順次説明をさせていただきます。まず一つ目です。迂回路の対応でございます。こちら、通常より、梶ノ木への町道林道につきましては、除草作業、通常の維持管理を実施し、通行の確保を行っておりますが、特に先ほどもございましたが特に道が狭い区間もありまして、南側の林道におきましては、先ほど、幅員のこともあります。山側は急峻な法面のため落石も多いということで、注意して走行いただくよう通常はお願いしているところです。今回の国道191号、川手地区の全面通行止めの迂回路として利用するために、8月20日に緊急で待避所の確保、舗装面の修繕を実施し、対応させていただきました。迂回路といたしまして、もう一つ、柴木地区を經由して林道柴木線と、県道の恐羅漢公園線、通るルートもございます。そちらにつきましては、林道の柴木線のほうがこの長雨で路肩が崩壊しておりまして、通常の維持修繕ではちょっと復旧が不可能なため、現在のところ通り抜けができない状態となっております。もう一つの路線ですが、旧鉄道跡地、野為柴木間です。こちらの活用ができないかという御指摘でございますが、以前ですね昭和63年の災害のときに、国道191号が、戸河内側、松原も被災し、県道恐羅漢公園線も通行できないということがございました。このときに川手柴木地域が孤立したりいたしましたので、当時、JR可部線がまだ運行しておりましたが、その線路を徒歩で運行し通行し、災害の情報伝達に活用したと聞いております。災害時に全ての迂回路が封鎖され、旧鉄道跡地のみしか、利用経路がないということになった場合に限りまして、最終手段といたしまして、避難や物資の搬入のため、徒歩やトップカーを用いて、利用することが想定されております。ですが現在柴木野為間におきまして、トンネルの2か所はそれぞれ企業へ借地しておりまして、とります。緊急時には、徒歩で通行させていただくように理解をいただいております。今回も万が一の場合に対応してもらえるように、企業とは連携を図っておりました。今回の梶ノ木への、町林道を利用することができましたので、トンネル活用には至りませんでした。現時点でトンネル以外の区間、特に管理をしてない状況でございます。やはり今回梶ノ木線方面の町林道の維持を適切に行い、安全を高めることが優先していきたいと思っております。続きまして2番です。走行区間レベル4でございます。こちらにつきましては平成28年度に、広島県におきましては、落石など、危険性のある区間ごとに、過去の被災履歴や道路法面の点検結果をもとに、議員さんもおっしゃられましたが、評価をいたしまして、4段階の設定を行い、公表しているところです。これらの標識を道路上に設置することによりまして、走行車両への事前の注意喚起を行うこととしておるそうです。この評価の見

直しは、概ね5年ということでございますので、今年度来年度ぐらいにはすると伺っております。続きまして、3番目です。緊急時、消防とか救急でございます。こちらの発生の場合の対応につきまして、こちらにつきましては、この通行止めにおきまして、安佐北消防署安芸太田出張所におきまして、住民の皆様様の安心安全のため、当初は梶ノ木方面への林道、町林道を使って、消防救急作業の維持を最大限検討されておりましたが、長引く雨によって特に夜間ですね、こちらのほうは林道の通行断念されたと聞いております。その際、広島消防局、警防課を通じまして、議員さんおっしゃいましたけど、北広島町の消防本部との連携を図りまして、御協力のもと、消防救急事案発生時には、柴木から小板方面については、北広島町消防本部における消防救急業務の応援体制を構築していただいております。ほかにもう一ついただきましたが、あなたくと通学路としての安全性でございますが、管理者といたしまして、やはり完全に維持補修というのができておりません。こちらにつきましては、先ほどの説明でもありましたが、一定の維持を行っており、緊急的に待避所の設置など、カーブミラーも今回検討しておりますが、舗装の修繕などを行い、路面状態が悪い状態ではございますが、注意して走行していただくようお願いしているところでございます。続きまして4番目です。立木根返りについての倒木対策でございます。こちら、今回の特に台風9号の影響で、多数の倒木被害が発生し、現地も確認をしております。町や、県が管理する、道路、河川、施設に影響がある場合には、現地を確認させていただき、伐採などを行いたいと思っております。調査班体制、役場内で班体制をつくりまして、現地のほう調査を回らせていただきましたが、もし漏れがあるようでしたらまた教えていただければと思っております。続きまして、5番目です。治山ダム、砂防ダムの現状でございます。現況でございます。御存じと思いますが、安芸太田町は、急峻な地形のため、溪流は急流でございます。溪流内の荒廃も進んでいる箇所が多く存在いたします。このため、広島県へ県営事業といたしまして、保全対象や規模によって種類は異なりますが、砂防事業、治山事業、溪流への堰堤設置の要望を行っているところです。現在の状況ですが、砂防事業につきましては、施工中が2箇所、調査設計中が4箇所、治山事業につきましては、施工中が1箇所、これからの施工が1箇所となっております。特に治山事業につきましては、多くの要望箇所がございます。山林で急流の溪流の荒廃状況や保全対象などを考慮し、順位を決めて要望を行ってまいっておるところです。また、既に設置してある堰堤につきましては、広島県において、砂防治山ともにですが、5年を1度に、既設の堰堤の定期点検を実施し、その判定によって補修などの検討を行っているとのこと。今回の長雨において、溪流よりの土石流が発生いたしまして、被害も発生しております。被害の状況を調査するよう広島県へ要望、要請を行っているところですが、一部の箇所においては、想定以上に、土砂土石が堆積した堰堤につきましては、除去を実施していただくことになっております。ただ、実施いたす場合には、まず機械の搬入、溪流への機械の搬入が必要であります。やはり地権者の方の同意が必要となりますので、現在は、同意をいただくよう、地権者の方へ手続を行っているところです。いずれにいたしましても、町といたしまして、町内に数多くある溪流の状況を、なかなか全て把握することには難しいところがあります。皆様からの情報もいただきながら、溪流の安全対策に取組みたいと考えております。建設課から以上です。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。今回の災害、崖崩れ等におきます教育委員会の対応でございます。教育委員会としましてはちょうど夏休みの終わる時期と重なったということもありまして、スクールバス等ですね、配車等に

ろいろと苦慮をいたしたところでございます。基本的には186の経由ということになりますと、1時間以上の通学ということになりますので、基本的には子どもたちの負担が大きいということで、梶ノ木線を通行するところを選択したところでございますが、この通行によりまして、保護者等の要望の中でですね、いろんなところを聞き入れながら、小学校便と中学校便、2台でですね、基本的には、普通車扱いのワゴン車でありますとか、タクシーでありますとかというところで車を小さくしての運行というところで配慮をして対応いたしたところでございます。業者のほうにも十分注意して安全走行をしてもらうようにというところのお願いを行っていたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。公共交通の関係がございましたので企画課のほうから答弁させていただきます。議員がおっしゃいますように、梶ノ木線をあなたくで通行をさせていただきました。石見交通も、それから広島電鉄も、長い間の運休ということが続いておりましたので、松原地区、小坂地区の皆さんの移動手段がなくなったということで、何とかそこを解消すべく、今回はあなたくを運行したところでございますが、運行事業者と協議をして、安全に走行してもらうようお願いをして、通行したということでございます。以上です。

○中本正廣議長

齊藤議員。

○齊藤マユミ議員

たくさんの被害と、それからいろんなもろもろの条件が重なって大変梶ノ木を通行するというのは大変危険困難だということがよくお分かりをいただきたいと思っておりますし、今後ですね、今の走行レベル4では、いつどこがどういうふうになってもおかしくないような状況でございます。したがって、梶ノ木線ですね、粒谷線の林道、町道は非常にこれから大切になってまいります。191が閉鎖されたときには、またそこを通るしかございませんし、これから行楽シーズンに向けまして、どういう状態がね、工事の途中でトラブルがあったりとか、また、走行レベル4ですから、落石、崖崩れの発生するということは、もうどこがいってもおかしくないというような状況でございます。そのために、行楽シーズンなんかまたこれからスキーシーズン、大変だと思います。そういったところのですね、冬に向けての対策を今からしていただきたいと思っておりますし、特にというか、冬季間というのは、道路幅が狭いですから除雪というのも大変な状況が見えてくると思いますが、ここは、必ずですね、通らなきゃいけないということで冬季の間、できるだけじゃなくして、あけていただくような方法を今からこれから先に向かって検討していただきたいと思っております。それから、先ほどの走行レベル4というのを申し上げましたが、土砂災害の危険5と言ったら、何かレベル4といえば、大変ひどいような気がいたします。こういった状況の看板を立てるんであればですね、私は素人考えで思うんですが、6月に一般質問をいたしましたけども、松原の191号線の改良工事を県やら国にお願いしていくときに、町の道路整備計画を5か年計画にならないとできないという状況で長年かかってきてまいっておりますけれども、今のこの川手地区の今の崩落現場を見ますと、ここは今、益田から広島へ抜ける線としてですね、非常に危険な状態ということは目に見えてわかっておりますし、走行レベル4ですから、こういったところがですね、道路整備計画に載ってもおかしくないと思うんですが、話題すら今まで乗ってこなかったと思います。そういったところはもうどうしようにお考えで、お持ちでしょうか。これから先ですね、必ずあそこは本当に

今回の災害を見てみまして、急峻で奥、谷が深いということはよくわかりました。そういった状況が明神橋まで続いていると想定されるんですけども、いま1度、このことについて、何かお考えがあれば、いま一度お聞かせをいただきたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長

○橋本博明町長

はい。続けてご質問いただきました。確かにレベル4ということで大変危険があるというかそういう道だというふうに思っております。ただ改めてそういった意味では町内見てみますとそういう道がかなり多いというのも現実だと思います。国道191号だけでもですね、この地域以外、例えばと、津浪から下にかけてはですね、先般も何年か前にも土砂が崩れて、これ人命が損なわれるという事故もございました。それから先もずっと雨量規制がかかっている地域でもございます。その意味において、そういった意味で決して必ずしも安全ではない道がそもそもたくさんあるということで、ある意味そこにも手をつけていかなければならないことではあるかもしれませんが、現状ではそこに行く前にまだやらなければいけない道がたくさんあるということで、それが今の県の5カ年計画にも載っているということだと思っております。町としては引き続きそういった意味ではまず、やらなければならないところを進めながらも、今言われたレベル4の道も当然放置していいわけではないもんですから、そういったところ、あるいはそういったところも含めて、国道191あるいは186号、本当にそういった意味では、危険な箇所がたくさんあるもんですから、そういったところについても、順次と申しますか、見直しなり、安全性の確保に向けてはお願いをしていかなければならないということだと思っております。ただ、本当にそこに手をつけるということがかなり大規模なというかほぼ町内の道全部見直しをするような、そういうレベルの道でもあるということもまた県のほうもある意味、意識をしながらですね、5カ年計画なりについても計画としてつくっておられるんだと思います。我々としてはあくまでも、安全性の確保の観点から、これから要求をしていかなければならない問題だというふうには思っておるところであります。以上であります。

○中本正廣議長

齊藤議員。

○齊藤マユミ議員

今の崩落現場のコースについてはですね。迂回路が本当にございません。要するに梶ノ木線しかございません、あるいは186を利用するしかございませんが、例えばあれは益田から可部線の191でございます。路線です国道ね。そうすると戸河内まで何とか益田の人達来られたら、高速を利用するということができますが、今あそこまでというのは、高速も何にもない、本当に迂回路がないという状況です。ですからできうればですね。できうればじゃなくて、しっかり県のほうを国のほうへですね、働きかけをしていただくよう要望したいと。町長のほうにしっかりとお願いをしたいと思っておりますし、今、迂回路としては、私3路線をどうでしょうかというお願いをいたしました。梶ノ木線しかございませんということですから、しっかりとですね、これもやっぱり打たれる手はしっかりと打って、安全に走行をできるようにお願いをしたいと思っております。もう一つですね、これはちょっと、災害に関することなんですけれども、昨日も総務課長おっしゃってましたが、災害の防災マップを各戸にインターネットで見るということは、高齢者にとってはできませんということでこういうマップを配らしてもらっているということです。これは我々地域のところのマップですけども、これを見たときにですね、高齢者じゃわからないん

ですよ。こういう状況ではね、もっとこうなんかね。拡大をして、親切に見れるような方法があったらですね、例えばそりゃ、行政じゃできんけ、その地域でどがあか工夫してやってくださいよというものかですね、やっぱり自分の家の上はこれを見たところでどうなんだろうかっていうような、高齢者ではちょっと分かりづらいと思うんです。もうちょっとこうなんか、親切丁寧な、マップができないものかというのちょっと、検討いただきたいなと思います。はい。すみません、じゃあ次の項目に入らせていただきます。次の指定管理制度について、町内には、管理委託施設が32件と多くあります。今回は、いこいの村ひろしま、グリーンスパつつが、深入山グリーンシャワーについてお聞きしたいと思います。これらの施設は、我が町の観光にとって、とっても重要な施設です。コロナ禍で大変な状況ですが、終息する気配もありません。この状況下での今後の取組はどのようになされようかとされているのかいま1度お伺いをいたします。各管理施設の運営管理について、老朽化の施設についての対応、観光施設としてのお客の満足度はと上げておりますが、ひとつお願いをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続けて指定管理施設の運営についてご質問いただきました。今、取上げていただいた施設の詳細ですね、についてはまた担当課長のほうからも話をさせていただきますが、まず全体的な指定管理の考え方について、私のほうからも、お話をさせていただきたいと思っております。これも昨日からの答弁の中でも話をさせていただきました。町として、これから一つ大きな町としての産業振興の要というのがやっぱり観光だというふうに思っております、とりわけその観光の中でも、町全体を見てもですね、いろんな施設を観光施設として町自身が持っているというのがたくさんございます。ただ、一つ一つ見ていきますと、やはり、より有効な、有効に利用活用を図ることができればもっと集客をすることができんじゃないか。あるいは、そういった部分である意味、町が持っているよりは、より民間事業者に自由に使えるような環境に持っていくことによって、施設そのものの有効活用ができて、それが最終的には町内の観光振興、産業振興につながっていくんじゃないかなというのが私自身の思いでもございます。でも、もともと指定管理というのは、施設そのものは町が持っているけれども、今申し上げたような、施設運営のノウハウは民間の事業者さんのほうが持っておられるわけですから、町が持ちながらも、ある意味、運営の観点で、ある程度、自由度を確保しながらお渡しするというのが指定管理という制度だったというふうに思っております。ただこの指定管理という制度も、私自身も一度指定管理制度、運用させていただいたことがあるからこそ思うわけですが、そうは言ってもですね、やっぱり運営面においてはかなり制約があると。範囲が決められた中では自由度があるんですが、その範囲を超えようとするときにはなかなか行政との連絡もしなければならない、場合によっては、行政の判断もなかなか時間がかかるということもございましたし、あるいは施設の改修なり、あるいは施設をさらに投資をすることによって魅力を高めようと思っても、それはルール上は止められてはないんですが、指定管理を、じゃあいつまで自分自身が受けられるかと、3年ないし5年で一応指定管理というのは期限決められておりますので、そこから先、指定管理が外されてしまうと、せっかく投資したんだけどそれを、ほかの事業者に使われてしまうということもあるものですから、結果として、事業者の側からすると、投資がしにくいということもございました。そういう意味でも、私自身としては、この指定管理、さらに、民間の方により自由な発想で運営をしていただこうと思うと、指定管理を超えた、やっぱり運用の仕方というのがあるのではないかなというふうに思っております、それが例えば龍姫湖のさと温

井については、施設そのものをお貸しをすると、これ今のところは普通の賃貸ということでございますけれども場合によっては、定期借地などの形で、一定の期間はきちんと、もう、しっかり渡しますよということもあるかもしれませんが、そういう形で施設をお貸しする、ただそのお貸しした施設については、民間のリスクをある意味負っていただいて、自分のお金で自己責任で投資をしていただいて、それで改めて新しい事業をしていただくと。龍姫湖のさと温泉については、グランピングですとかあるいはバーベキューをする施設というのを、自分たちで投資をしていただいて場所をつくって、これから秋、秋からですね、新しい事業を開始されるということでございますが、これなど民間資金を生かして町として、本来観光事業続けていただける施設でございましたので、引き続き事業を継続するという意味で、広い意味です、PFI事業の一種だと思っております。同じく、これを今考えておりますのが、いこいの村ひろしまで、じゃあそういうことができないかということでございまして、これについても、今現状、これまでの指定管理施設であれば、老朽化施設への対応というところまではなかなか民間事業のほうでは、お金が出しにくい。それさっきも言ったように、ある一定の期間が過ぎてしまうと、引き続き、指定管理を受けれるかどうか分からないということでございますので、そういう状況の中で、老朽化対策相当な金がかかりますが、投資をしてまで事業するということが難しいとすると、例えば、町として、上物の施設そのものは売却をさせていただいて、その上で、事業者の責任で、老朽化対策も含めて、魅力化をアップするための投資をしていただくほうがむしろ、結果として、このいこいの村ひろしまという施設に、より多くのお客さんが来てもらえるように、展開できるんじゃないかというようなことを今、考えてございまして、実際にそういう、取組についても、サウンディングなどもしながら、あるいは事業者の意見も聞きながら、進めていきたいというふうに思っているところでございます。具体例を少し挙げましたけれども、そういう施設はまだまだ町内にもたくさんあると思っておりますので、指定管理という手法に限らずですね、よりとにかく有効活用していただけるような形で、これから施設の取扱いについても考えていく、それが結果的に、公的な施設の整理合理化にもつながっていくのではないかなあというふうに思っているところでございます。改めて詳細については、お話を担当課長のほうからさせていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。指定管理につきまして、特にいこいの村ひろしま、グリーンスパつつが、グリーンシャワー等ありましたけど、産業観光課が所管しております、これの施設とは別にですね、キャンプ場でありますとか、宿泊施設でありますとか、そういった道の駅のこともありますけどそういったものが、主な施設として管理をしているところでございます。各指定管理施設の運営につきましては、指定管理者制度の中で基本協定の中で基本的には管理運営をし、公募をし、運営をお願いをしているところでございます。令和2年度からのですね、新型コロナウイルス感染症により、その休館などもお願いをしたりそういったところもあって、収益的にも厳しい状況があるということです。管理運営をするためにですね、毎年実績報告書を提出、使用人数なども出させてもらったり、その聞き取りなんかも行っておりますが、観光施設につきましては、半年ごとの使用者数、財務状況を提出し、連携を深めるところでございます。また、コロナウイルスの関連の政策などもですね、一応協議しながらやっているとということで管理運営に努めているところでございます。老朽化の対応につきましてのお話がありました。宿泊施設を初めですね、建築後かなり経過が経っている施設もあります。修繕も多くあるところでございます。また、指定

管理施設による町の修繕では、予算化等の関係で相当の時間を要しております。そういったところが課題となっているところでございます。先ほど町長が言いましたが、民間事業者の施設を自ら所有し民間の力を利用して運営したほうが自由度が増す、観光客も多く呼び込めるじゃないかというふうに言われております。各自治体が公民連携としてサウンディングなども実施して、民間売却をしている自治体も多くあります。先ほどありましたように、温井ダム施設は、このサウンディングを実施して、民間企業を参入し、また、いこいの村でも、民間活力より事業を継続する予定でございまして、観光施設としてのお客様の満足度ということで、満足度調査をどういうふうにしてるかということになるかと思っておりますけど、宿泊施設の場合はですね、インターネットによる申込みがあれば、満足度調査が可能であるというふうな、聞き取りをしましたが、全部がやっているとということではございません。昔のようですね、いろんな食事等とも、営業ができなくなっているというようなこともありますけど、相当、昨年度からの新型コロナウイルスの関連、また、需要の関係もありまして、影響が大きいというふうに聞いているような状況でございまして、以上でございまして。

○中本正廣議長

齊藤議員。

○齊藤マユミ議員

はい、ありがとうございました。今年いっぱいかけて町長は、いこいの村を売却するような検討をしてまいりたいということをお聞きしておりましたので、どういう取組になるのかなということの思いも一つございましたので質問させていただきました。非常にですね、いこいの村にしても、今の、もちろんこの3施設をとってみますと、老朽化が進んでおります。そして、いこいの村なんか特にですね、水がですね、根本的にもう水源地をやりかえないと、あの状態ではとても引き継いでやれるような状況ではございません。インフラがいてないということです。そしてボイラーもですね、ちょっと今チップボイラーが故障してるとか、そして今度、電気もですね、どういんですか停電もあったときの、何ですか自家発電っていうんですか、何かそういうのももう機能しないような状況になっておるようにお聞きしております。グリーンスパでもこないだポンプアップですか、何か発電機が壊れたりということで修理、そして修理、修理でね、大変な莫大な費用がかかってきていると思うんです。ほんで、売却されるときにですね、私の素人考えで、これはやっぱり元をきちっとね、やって、お渡ししなきゃいけないんだらうとなんて思ってたけれど、今町長の発言を聞いてますと、そういったものをお渡しをして契約でですね、お渡しをして、その業者が思うような、改善ね、補修をされるというようなことを今お聞きしましたので、ひとつそういった面は安心はいたしましたけども、とにかく水もいつ止まるかわからない状況、そして、老朽化してますから、中の鉄管の中に錆が入って、それが詰まる、どこが詰まったかわからないというような状況がもう度々です。来られたお客さんについては、お風呂入っってお水が出んわ、湯が出んわ、しょっちゅうでございました。こういうことはこれから先あってはならないということで、この施設については、早急に私は対応が求められると思います。まだちょっとたくさん言いたいことあるんですけど、時間がございませんので、次へ行かさせていただきます。

3つ目の通告ですが、森の幼稚園、木育推進について。通告後に緊急事態宣言が発令され、各方面の状況を視察することができませんでしたので、多くを申し上げることが不可能となりました。町長は公約で、自然を生かした特色ある教育の推進を挙げておられます。次のことについてお聞かせをください。森の幼稚園具体化等進捗状況、子どもを取り巻く環境が一段と厳しさが増し、中でも幼児の自然体験を始めとする体験活動の欠如が指摘されているようです。自然の中で、仲間と遊び、心と体の balan

スのとれた発達を促す。自然の中で、たくさんの不思議と出会い、豊かな感性を育む、我が町の自然豊かな環境での森の幼稚園構想は、大いに期待したいと思います。二つ目、こども園への木のおもちゃの導入について。子ども園では、それなりの木のおもちゃが配置されておりましたが、今後こういった取組があるか、あればお聞かせをいただきたいです。そして三つ目、道の駅来夢の一角に、来夢とごうちの一角に、地産地消の木製おもちゃで遊ぶコーナーを設置されてはということです。以前、東京の世田谷にございます東京おもちゃ美術館を見学したことがございます。旧校舎を利用した交流体験ミュージアムです。すべてが木のおもちゃで、0歳から大人まで年代に合った体験ができます。こんな施設が我が町にもあるといいなと思っていました。先日、山口県の長門市に長門おもちゃ美術館が仙崎港に面する道の駅、センザキッチン一角に体験ミュージアムとして開館報道がされました。杉やヒノキでこしらえた約4,000個の卵を入れた、木の卵プールは大人の方にも人気だそうです。地産地消の木製おもちゃを子育てに活用することを通じて、荒廃の進む里山の再生と、近隣の市町の若い子育て世代の多くの皆さんを呼び込む起爆剤としては、道の駅整備に向けて意見交換が進んでいます、わくわくランドと一体化すると、もっと効果も上がると思いますが、ご見解をください。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいま、森の幼稚園等のご質問をいただいたところでございます。森の幼稚園につきましてはずいぶん、昨年度、一般住民も対象にしております、職員の研修会を開催したところでございますけど、今年度、町長のほうの意向もございまして、本格的にですね、導入への検討というところをしておるところでございますが、本来であれば本年度、近隣の先進地へのですね、職員等の視察研修を行うという予定のものをしておったところでございますが、御存じのように、このコロナ禍においてですね、適当な先進地の視察を行っていたところでございますけど、視察中の受入れ先についてですね、今現在、コロナ感染症の対策に伴って、受入れをお願いできる状態となっていないというところでございます。このためですね、今後においてはこの緊急事態宣言対策後のですね、良い時期、できればこの冬までに、視察先について、検討する方向でありますね。あわせて、町内で森の幼稚園が実現できる、事業主体等ですね、在り方であるとかその事業者の選定等についてもですね、来年度以降のために、事前に研究等を続けていきたいと、いうふうにご検討いただいております。また、2番目のこども園の木のおもちゃの導入についてでございます。現在、町内の保育所、こども園にある木製玩具につきましてはですね、施設ごとに、様々なものがありますが、基本的には、積み木、パズル、ドミノ、ジェンガ、カプラ、ままごとセット、キッチンセットなど、基本的なところがあるものでございますが、量については、今現在十分で言えると言えないものではないというところは認識しているところでございます。基本的にこの木製玩具につきましてはですね、知育効果があるというふうにもう言われておまして、導入等の検討というのが必要だと思いますが、他の素材のものよりですね、どうしても高価になりますので、数は限られるところでございますが、必要に応じてですね、どういうものが導入できるかというところは、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。教育委員会からの答弁は以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。道の駅の一角に地産地消の木のおもちゃで遊ぶコーナーを設けてはどうかというご質問でございます。本町ではですね、特産品、町の特産品としてですね、お玉のような割りものでありますとか、すし鉢、挽物、そういったものもありますし、また、漆のお椀、そういったことも、商品も開発されているところでございます。また、森林組合では、木の名刺でありますとか名札、木の賞状や写真を張りつけるなど、パソコンを駆使したですねパソコンで処理するようなことも可能となっておって、そういった商品開発が、可能性が増える要素でもございます。議員紹介していただきました。道の駅センザキッチン長の長門おもちゃ美術館は、市のですね、木育拠点として整備されているところでございます。道の駅に木製のおもちゃコーナーということですが、観光客を呼び込むことができる一つの方法ではないかと考える一方、現状の道の駅では手狭でもあります。場所の確保も含めて検討したいと思っておりますが、現在、道の駅の再整備を進めておりますので、そういったコーナーの配置も含めて、また、道の駅の再整備におきましては、その外観においても、町の玄関口としてふさわしい、しつらえについて求められているところもあります。本町の特性を生かす、木の外観ということも含めて、今後検討していきたいというふうに思っています。またですね、他の町からおもちゃを持ってくるというのはどうかなというように考えもあまして、木のおもちゃに関しましては、現在、地域商社と町内事業者で連携した商品開発を行っております。そのような商品開発がふるさと納税のお礼品にもつながるように協議しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。具体的な話は今、お話ししたとおりであります。森の幼稚園についてはですね、何でも、コロナのせいにはいけないんですが、やはりスケジュールどおりに、なかなか進んでないというのは痛いところでございますが、改めて、明き次第、視察なんか進めていきたいと思っておりますし、木のおもちゃについても今、産業観光課長からお話をしたとおりであります。やはりできれば町内でつくったものを、こう出していきたいという意味では、そっちもあわせて進めていかなきゃいけないと思っております。なかなかそちらが手がついてないところではあります。これもあわせて進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

齊藤議員。

○齊藤マユミ議員

時間がもうあと少しとなりましたが、今、木のおもちゃについては、本当に期待の持てるお話をいただきました。森の幼稚園もそうですけど。ぜひですね、これから先、上殿、やっぱり高速降りた周辺のほうどこでもいいです。今学校の問題もあります、いろいろ空き地、ね、空き部屋があったりすれば、今の森林組合の横に六角のなんか建物、そういったところも利用するとかいうこともできますので、ぜひですね、おもちゃ美術館、地元の商品を、地元の木でつくった商品を、遊ぶのもですし、販売するのも、それを目的にやっていただいて、ちゃちい分じゃなくてですね、やっぱりね、皆さんが本当、広島市に1番近い、高速で1番近いとこでいい条件のところです。あそこ行ってみようという若者たちが増えることを期待してですね。もっといいものをですね、大きな、スケールの大きなものをつくっていただきたいと思っておりますし、これ私は長門と行ってみたんですけどコロナでちょっと行けないんですが、それは、東京で見たときには本当すごいスケールのものです。こういったものは、ここの安芸太田

でも既に手作りのできるなという思いは持って帰りましたのでね。今後しっかりですね、できることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で2番齋藤マユミ議員の質問を終わります。しばらく休憩といたします。11時5分から行います。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時05分)

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、一般質問を行います。はい。4番、小島俊二議員。

○小島俊二議員

4番の小島です。よろしくお願いします。今回の大雨、続いて、職員の方大変だったろうと、ご苦労さまでした。思い起こせば、3.11 東北大震災のときにちょうど議会をしておいて、メールか何かで大地震だということで、下にテレビを見に行っただけのことを思い出しました。そのとき私感じたのは、住民の方も大変ですが、これは相当職員が、長期化するということにまずこう思いがいて、ちょっと涙が出てきたのを思い出しました。今回の大雨については、過去の経験でいうと、500ミリも降れば、多分安芸太田の山やら道路は、ずたずたになるだろうというふうに思っておりましたが、何とか大きなものもありましたが、人災が無かったということで、3年前の西日本豪雨でも、特別警報、安芸太田だけ出なかったと、いうようなことがあるんで、今回も北広とか安芸高田、同じような雨の中で、山の水が出て、相当浸かったと言われます。何か、降り方とかに何かあるんだろうと思いますので、少し研究されたらなあと思ったところでございます。今回500ミリで、結構持ちましたので、次の台風とか、また300ミリ400ミリ降ったときに、住民の方が逃げなくなるということも予想されますんで、そこらをこまめにしていきたいというふうに思います。今回の質問ですが、防災情報の発信ということで、次の影井議員も同じような質問されておりますんで、簡単にさせてもらいます。今回の8月の豪雨において、防災行政無線をもう少し活用して、防災情報を住民に提供すべきと、ちょっと感じました。放送内容、放送頻度、放送時期等について、危機管理対応の総務課のほうで何か、後から考えて検証等あればお願いします。これが1点目。2点目が、今回の大雨の中で消防団も出動されておったようでございますが、最近、消防団の出動もすぐメールとかそういったもので、招集かけますので、なかなか住民の方に、消防団の活動が見えない。私も屯所の前通って、出とるんじゃと思ったことがありましたんで、消防団帰ってきてお疲れさまというような声もかかたりしますんで、もう少し、1回でもいいから、消防団出動させとるということを住民に周知をしていただきたい。これは職員も一緒だろうと思います。職員も住民のためによく頑張ってるなことで、後から声をかけていただければ、少々10日や20日おってもね、こたやあせんです、こがあなものは。住民のためにやってるんだというようなことを、もう少しPRしたらどうかなというふうに思うところでございます。3点目が、放課後児童クラブ教室について、大雨警報のときは休んでおりましたが今回、途中から開けられたと認識をしておるところでございますが、これ何か判断があって、次のまた大雨等に同じような対応されるのかどうか、この3点をまずお聞きさせてもらいたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて小島議員より、防災対応を取分け情報の観点についてもお話をいただきました。個別の回答、また担当課長のほうから話をさせていただければと思います。私自身も一つ、幾つかの反省点があるんですが、それは先ほどから繰り返しております、体制の維持の点ですし、点が一つありましたけども、もう一つ、やはりその情報提供についてもですね、今回、改めて見直しを凶っていく必要があるかなということを感じております。今回は特に長期間にわたって災害が続いたということもあってですね、どういう情報をどのタイミングで、どれだけお伝えをするかということは、対応してる最中というのですね、なかなか気が回らない部分もあったわけですが、振り返って見てみると、議員ご指摘のようなことも、そのほかの皆さんからもご指摘をいただいたこともあってですね、改めて見直しをするべきかなというふうに感じるところであります。一つは、リアルタイムでとにかく町民の皆様にお伝えしようと思うと、やはり情報手段が限られておる。それが本町でいうと、防災無線であったり、インターネット環境を利用した、ホームページ、LINE等の手段になるわけですが、とりわけ、高齢者が多い本町の環境を考えるとやはり、防災無線による広報なり周知というのがやっぱり大きな役割を占めて、ただそれも、じゃあどの情報を、どのタイミングで、しかも特に感じておりましたのは、量の部分ですよ。情報をできるだけ我々としてもお渡ししたいと思いつつながら、それをすればするほど、頻繁になる、あるいは1回の情報が長くなる。そうすると、逆の観点である意味、何回も何回も放送するなというご指摘もあつたりとか、あるいは長すぎてよくわからんというようなこともあつたりするという意味で、改めて、どういう、情報を、繰り返すになりますが、どのタイミングでというのは、やはりしっかりとこれから考えていかなければならないかなと思っております。私自身一つ感じておりますのは、これから、これだけ長期になったこともあってですね。朝と夕方の定時放送のときには、少しまとまった情報を提供するというのも、項目なりを絞った上でですね、それは改めて考えていかなければならないと思っております。今後、そういった部分については、危機管理室が中心になって、これからの情報提供の在り方についても考えていきたいと思っております。私からは以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それでは、担当課のほうから説明をさせていただきます。まず最初の総括の部分でですね、この雨量で、過去例を見ない雨量ということで、大きな災害に至らなかったというふうにおっしゃっていただきました。私も同様の見解でですね、これほどの雨が降った中で、災害が起きなかったということに関しては、やはり過去ですね、取り組んでいただきました議員の皆様、それから職員の諸先輩方のご苦労があつて、砂防堰堤の整備であつたりとか、道路の整備、こういったものがしっかりと整備されてきた結果が、今のこの対応につながつてゐるのではないかなというふうに考えております。防災無線のほうの活用といったところでございます。町長のほうからありましたとおりなんですが、担当課といたしましては、無線のですね、乱発つていうことをやりますと、なかなか町民さんが逆に危機感を持たれなくなるつていうようなことも若干不安視がありまして、特に昨日もありましたけれども、若い世帯の方は、耳にさわるというんでしょうか、若干こう、放送がですね、夜間に及んだりすると、ちょっと嫌がられるような傾向もありますので、できるだけ本当に危機的な状況以外のところは、抑えていこうというような話をしたところであるんですけども、おっしゃっていただいたように、やはり少し選別をしてですね、しっかりと無線、広報していきたいと思っております。2番目の消防団活動の周知についてということでおし

やっただきました。こちらもご指摘のとおり、メールやLINEということで、最近近年はですね、消防団のほうの出動の命令系統というのを、防災無線によらない、火災以外のものはですね、こういう方式をとらせていただいております。ご指摘のとおりやはり、住民の皆さんに活動状況が見えないといったところがあると思いますが、こちらですね、防災無線で流すことによって、これ一部の町民の方や消防団員からなんですけれども、やはり消防団の指揮命令系統っていうのがどうなのかとかですね、いろんな話がある中で、無線をちょっと使わなかったという経緯はあります。ご指摘のとおり、無線を使うことで、一般町民の方にもわかっていただける部分もあろうと思いますので、今後、もう少し、個々の情報の整理については行っていきたいと思いますし、消防団の活動に関しましては、できるだけ町の広報誌で取上げたいというふうに考えております。今月号になります9月の広報にはですね、7ページの半ページを使いまして、後、また、ご確認いただければと思うんですけれども、今回の台風、大雨の体制等ですね、載せさせていただいているところでございます。また女性消防団、入ってくれておりますけれども、こちらによりますフェイスブックやInstagramの運営等も開始をさせていただいているところでございます。広報につきましてはしっかりとまた、検討してやっていきたいと思います。よろしく申し上げます。担当課からは以上でございます。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。ただいまご質問いただきました、防災対応時の放課後児童クラブ等の対応につきましてでございますが、放課後児童クラブ、子ども教室等ですね、運営につきましては、基本小学校の対応に準じておりまして、警報の発令時については、原則、臨時休業としているところでございます。このたびの8月の集中豪雨の休業につきましては、盆休みを挟んでですね、休業時間が長引き、仕事を持たれている保護者の負担が大きくなる中、施設の開設の要望があったところでございます。大雨警報が発令中にはありましたが、対応について検討したところ、今後大きな天気崩れの見込みがないということもありまして、現状、安全が確認をされた施設において、特例で、8月19日に臨時開設をしたものであります。今後についてでございますが、警報等の場合は、引き続き学校の基準に準じて、臨時休業の対応が基本となるものであります。子育て家庭の支援も考える中において、休業が長期間にわたり、かつ、あずかる児童、勤務する職員の安全確保ができる場合について、状況を見て、受入れの検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。教育委員会からの答弁は、以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。放課後児童クラブ等については、いろんな条件のもとに開けることもありうるということなんです。災害の非常に難しく、開けたことによってその施設に行くというようなこともあります。少し慎重に対応してもらいたい。それとこれ、最後の意見ですが、今回長期間になって職員がやっぱり防災の先頭に立たなくちゃいけない。そういったときに職員も子どもを抱えているというのは、おられます。職員だけいかにですがなかなか臨時対応ということで庁舎内に託児所を設けるとか、というようなことを職員が一丸となって当たらないとなかなか難しいので、防災に担当にできない職員も心苦しいというような感じを持って方もおられると思います。その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。2点目いきます。新型コロナウイルスの町内事業者の対応についてということで、6月定例議会でこれを質問し

たんですが、町長として必要であれば実施するというような回答でございましたが、その後、庁内で検討されて、非常事態宣言を出した状況の中で、町内の事業者支援に対して新しい支援策が出しておられるかどうか、お聞きします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。町独自の支援者、事業の制度の実施について、ご質問があったところでございます。本年に入りまして、緊急事態宣言などがあり、休業や時短要請に応じて、各国県ともその支援事業を行っておりますけど、町独自の支援事業策として、第1弾目として、6月21日から8月31日までの期間で、安芸太田町中小事業者応援給付金を実施したところでございます。令和2年12月から3年2月までの期間で売上げが30%以上減少した小売店等の事業者に対しまして、支援をしたところでございます。本給付につきましては、現在のところ19団体453万7000円の交付申請を受けているところでございます。第2弾の町の独自事業といたしまして、売上げが20%以上減少し、かつ、感染対策を実施している町内中小事業者の事業継続を支援する安芸太田町新型コロナ感染拡大影響事業者支援事業ということで、準備をしているところでございます。この事業の交付要件といたしまして、減収割合が20%以上という事業者ということもあり、これまでの基準を下げた形で、幅広い事業者を支援するとともに、影響期間の緊急事態が発出された期間を含む、4月から8月のいずれかの月ということで、対象としております。他の補助金の併給禁止ということで採択、選択できない月もありますが、幅広い対応をしたいというふうに思っています。事業費につきましては、上限10万円を予定しているところでございます。アンケート調査を実施しましたが、直接消費者とは対面しない事業者においても、大なり小なり様々な影響を受けており、廃業を食い止める観点から、幅広い制度が必要であると判断したところでございます。また、8月20日、20日でございますが、国より、事業者支援を基本とした新たな交付金の交付が通知をされたところでございますので、その用途についても、今後検討いたします。8月27日からの緊急事態宣言による飲食店につきましては、2回目の休業要請が行われました。町としては、引き続き事業者状況を把握しながら、商工会とも連携をし、早急な対応をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

今国では、自民党総裁選、今度衆議院選もございます。各候補者になられそうな方が、経済対策をとしきりに訴えておられますんで、もう少し売上げが一応2割というのはわかりますが、もう少しハードルを下げて、ホテルとか幅広く金額を大小するとか、そういうことを次の経済対策に向けて、今から計画を準備しとっていただきたいと思います。そういったことを計画することによって、より多くの交付金があるんじゃないかと思えますんで、8月21日また1200万余り、交付がされるというようなこともありました。その先のこともありますんで、要は、一次、二次、三次、今からコロナが終息する段階に向けて、よりきめ細かな施策展開を望みます。最後に1点。今回の新型コロナウイルス禍によって、町内でも約20数名の陽性者の方が出られたということで、町ホームページ、防災無線等で誹謗中傷等のしてはけませんよという、通知はされておりますが、やはり聞いてみると、電話がかったりというようなこともあるようでございます。もう一つ、一段強く、人権意識というようなことで、町長からメッセージを発するなりなんの対応を望みます。なんか見解がありましたらお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ご指摘ありがとうございます。ひとつあの事業者支援の件でございます。ご指摘のようにですね、そのときそのときであり必要なことだと思っております。今までの制度が、それぞれ売上げの減少期間に応じずらしてきましたが、改めて今回緊急事態宣言が発出されたということもあって、その意味で、さらに厳しい事業者もおられると思いますので、タイムリーな形で対応できるように、準備を進めていきたいと思っております。その上で誹謗中傷といいますか、お話をいたしました。我々もお話を聞く中でですね、特定の方へかなり問合せがあったような話もお聞きしております。ホームページ等では少し強めの呼びかけなどもさせていただいてるんですが、本来やはり人権意識について、より皆さんに考えていただくという方向での啓蒙といいますか、そういう取組が必要だと思っております。私のほうからも直接、広報でそういうことを発出するタイミングが必要なのかなと思っておりますのでですね、今後の動きを見ながら、対応させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

新型コロナウイルスについては、新たな独自策を出すということで大変心強い言葉でした。安芸太田町の事業者は、市内の事業者も辛いでしょうが、今まで以上、今までも相当厳しい状況にありましたんで、ここで町が、しっかり乗り出して、国の交付金もあります。それで、財政調整基金も予想よりは逆に増えとるといような状況もあります。大変な状況ですが、少し事業者、町民の皆さん、事業者だけじゃなしに子育て世代とか、いろんな工夫、全国でいろんな事例がありますんで、ちょっとみんなで知恵を出していろんな施策を考えていただきたいと思います。3点目。自治振興活動における課題解決についてということで、こういう題をつけると何でも聞けるかな思うて、これをさせていただきました。1点目が危険空き家の補助金、解体補助金についてですが、今年度から、上限額を50万円に上げて拡充させていただきました。しかし安芸太田町においていろんな課題がありますが、この空き家対策と耕作放棄地の対策は、急を要するもんだらうと思っております。そういった意味で他市町の全国の例を調べてみますと、やはり8割補助の上限が150万といった大胆な政策を打ち出している市町もございます。安芸太田町の課題が、空き家対策が喫緊であれば、もう少し拡充を検討していただきたい。それと、補助対象者につきましても、所有者だけに限らず、いろんな意味で、第三者も解体できるような、少し拡充を検討していただきたいというふうに思います。2点目が、町内に空き家対策協議会がございますが、何回か会議はしておりますが、具体的に特定空き家の認定でありますとか、行政による解体の代執行でありますとか、そういった具体例がまだございません。そろそろ戸河内の市中でありますとか、加計市中、近隣の家が相当危険な状態になってるところが発生しておりますんで、町として特定空き家の認定とか、行政による解体の執行とか、非常に難しい問題ではありますが、スタートしてみたいというふうに思います。3点目が自治振興交付金です。この自治振興交付金は、平成20年に当時の企画課が、自治振興会にお金を配って、地域活動を活発してもらいたいという相談がありまして、しかし財源が、当時非常に財源厳しかったものですから企画課長と相談して、自治振興会の区長さんの報酬をなしにしてもらおうようお願いしようということで、協議をして、当時の振興会の報酬額2000万ございました。それを廃止して自治振興交付金に振替たことが記憶にございます。当時2000万でございました。今自治振興交付金1800万程度まで、

人口減によって減っております。ここでいろんな改正はされましたが、これ協働のまちづくりという観点から、自治振興会ができることは自治振興会でやっていくというような取組をされておる地域もございますので、草刈りとか、井手の掃除でありますとか、そういった共同事業の交付対象というのを創設してみてもいいかでしょうか。似たような制度で多面的機能もあるんですが、若干の農業の条件がありまして、もらえない自治振興会もありますんで、坪野なんかは、みんなで草刈りをされたり、多面的を利用されるものですから、単価も低いものですから、もう少し自治振興を活発にするために、協働の枠というものも創設をちょっと検討していただきたいと思います。最後になりますが、地域の課題として学校適正配置ですが、今回教育委員会から配られた資料の中で、上殿地区の保護者、小学校の保護者だけでなく就学前児童の保護者の意見も個別に聞いた資料をいただきました。それを見ると、ほぼ 8 割以上の方が統合に賛成。子どもたちの教育環境の整備をというふうに、読まさせていただきました。そういった意味で他地域においても、地域において学校は非常に重要な施設ではありますが、やっぱり、保護者の意見を聞いて統合に進んだという地域が多数でございます。そういった意味で教育委員会も、十分に地域と今後、話しをされると思いますが丁寧に説明して、早期の条例提出に向けて頑張っていただきたいと思います。上殿小学校の統合の今の目標と、条例提案の時期の目安がございましたらよろしくお願ひします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて自治振興活動に関して幾つかご質問いただきました。まず空き家の関係でございます。危険空き家の解体費の補助金について、ご指摘のようにですね、今回は、今年度は少し拡充をさせていただいております。これまでは経費では3分の1で、上限額が30万円。それを3分の1というところは変えられないんですが、上限が50万円、要綱を改正させていただきました。そういったことでございますが、実は今年は、危険空き家の解体がそういった意味では進んでいるところでございまして、当初予算3件でお願いをしておりましたのが、もう既に2件については完了させていただいて、残り1件についても今施工中となっておりますところでございまして、加えて、現在も既に要望として2件ほどいただいております、さらに調整中のものも2件あるということで、今回合わせて4件分、見込みがあるものでございますので、補正としてお願いをさせているところでございます。また補助対象者の件についてもお話ありましたが、今回の要綱改正によりまして、従来は、所有者または所有者の相続人が、要綱、補助対象となっておりますが、実際には、近隣に住まれる皆さんがですね、危険建物被害を危惧されて、皆さん方のほうで解体してもいいというお声もいただいとるものですから、今回からは、所有者または所有者の相続により委任を受けた者も補助対象者として加えさせていただくということで、より使いやすい事業にもかえさせていただいてるつもりでございます。その意味で、改めて議員のほうからはですね、大変危険なところもたくさんあるものから、より力を入れようというお話だったと思います。私自身も、空き家のほうは大体あの利活用方法を考えているところではございましたが、当然、中には利活用ができず、むしろ放置しておくところもあって、そういった意味で、そのものもひっくるめた空き家対策全体について、やっぱりしっかりと取組をしていく必要があるというふうに思っております。ただし、先ほどお話があった補助金の拡充ですね、近隣市町村でも上限額を増やしていく、あるいは、経費の、経費に充当する割合も高めているところがあるというふうに聞いております。そういったところももちろん参考にはいきながらも、やはりそのことによってですね、最終的には、ほおっておけば全部町がやってくれるという、ある意味モラルハザードということも、大変心配をしてるところでございまして、

そういう意味では、利活用も含めた空き家の所有者に、もっともっと行政もしっかりとですね働きかけをしていくということが、まずは重要なのかなというふうに思っているところでございます。現実には今年も従来が2件だったのが、一挙に7件、解体の対象になるということもありますものですから、その部分をもう少し、我々としては努力をしていきたいと思っているところでございます。加えて、その延長線上だと思いますが、行政代執行も含めたより強い取組というお話もございました。町で今危険空き家として認定、あるいは想定しておりますのは、現在38件でございます。うち、実際認定をさせていただいているのが16件、解体の補助しているのが10件ということでございます。そういった状況でございますが、代執行ということも、当然、念頭に置く、場合によってはそういったことをしなければならない物件も出てくるかと思いますが、まずは、繰り返しになりますけれども、我々としては持ち主さんに、とにかくしっかりと働きかけをさせていただく、ということ、これまで以上に頑張りたいということをお願いさせていただいて、この空き家の解体については取組を進めたいと思っているところでございます。また自治振興交付金の拡充等についてもご指摘いただきました。議員ご指摘のことも念頭に置きながら対応させていただければと思っております。この自治振興交付金、もともとの中身についてかなり交付金の算定額もですね、積算をかなり詳しく作っていたところもあったようでございますが、今後の在り方についてやはりきちんと整理をする必要があるかと思っております。中には、むしろその交付金を拡充するのではなくて、今議員ご指摘があったような、何て言いますか、草刈りですとかそういった部分も、もう自分たちでできないといったような地域もあったりする。さらには、逆に、地域の自治振興活動をより高めるために金額そのものも見直しをせよというようなことも議会では、ご指摘をいただいたところでございます。改めてそういった意味では、内容も含めて見直しを図っていくタイミングに来ているかなと思っております。我々の中でもしっかりと調査しながら、進めたいと思っております。私からは以上でございます。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

はい、第三次学校適正配置計画と現状についてということで、ご質問いただきました。昨日も9番議員からも、この問題については、ご質問いただきましたけれども、教育委員会として、平成25年に策定いたしましたこの配置計画に基づいて、その後、取り組んできているところでございますけれども、小学校3校、中学校2校体制の実現ということで、取り組みながら、なかなか進まない状況、縷々、説明もさせていただきましたが、基本的にこの策定に当たっては、やはり今、これからの社会が求める人材育成という点からも、子どもたちが自らの考えをしっかりと持ち、しっかりと思考し、自分の考えで立ち上がっていけるそういう子ども、つまり生きていく力というものを培っていく必要がございます。そのためには、それぞれの学年において一定程度の人数が必要だろうということから、この作業に入ったわけでございます。さらに、昨今新しい考え方といいますか、今求められる人間像として、必要なことを育ていくためには、まず子どもたちが主体的で、そして対話的な学びをし、より一層深く学ぶ、そういう事業展開が必要であるというふうなこともうたわれております。こういうことから子どもたちの学び合いの場を1日も早く実現する。そういう思いから取り組んでまいりましたが、昨日も指摘をいただきましたが、教育委員会の一方的な取組ではないかとか、また、どれだけ地域の声を聞いたのかという指摘もありました。そういうことについての反省に立ちながら、今後ですね、より一層保護者の皆様、また地域の皆様の意見をしっかりと聞き、しかし、我々の考えもしっかりとお伝えして、理解を求めていく努力を努め進めてい

きたいと思っております。残念ながら現在コロナのために、そういう取組が一旦止まっておりますが、今後のコロナ禍の状況において、そういうことが可能になり次第、一刻も早く取組を進めていきたいと思っております。なお、今後の計画ということでございますが、現在保護者にも申し上げているのは、来年の4月のスタートができるような取組をしたいというふうに述べております。そのために逆算いたしますと、できうれば、条例改正等についての議論をいただく場を12月ごろに設定させていただくことが適切かと思っております。そのためには、それまでに、保護者、地域の皆様のご理解をいただいて、さらに具体的な統合への準備のための会議を積み重ねていくという時間も必要でございます。さらには、並行して、学校施設のさらなる充実が必要か、また統合のための必要な予算、補正でございますが、そういうふうなものも、検討していく必要があると思っています。そして、人事面では、県教育委員会との協議を進めながら、4月1日発令にこぎ着けるというところで、繰り返しますが、早く、本当に願わくば、12月の議会にそういうご議論、審議をいただければありがたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

空き家対策につきましては、確かに持ち主のモラルハザードもわかりますが、国のほうの今空き家対策特別措置法によって、国のほうで総合対策支援事業とかいうのもありますし、それは、空き家の活用と危険空き家の解体という二本柱で、推進しております。令和3年度以降もまだ予算措置はあろうかと思えますので、その辺を情報収集されて、ぜひ危険空き家が早急に解消されるのと、空き家の使える空き家の活用を、二本セットで進めていただければというふうに思うところでございます。それと学校適正配置につきましては、今言われましたように、やっぱり地域の皆さんと十分何回も何回も話をすることによって、少しでも理解が進むように頑張りたいと思います。経験でいうと、結構クレームが来たらチャンスじゃ思えるぐらいの気持ちで、住民の方へ当たっていくと、最後には仲よくなってしまうというようなことも過去経験もございますので、過去、建設課長のところに、木を切ってもらうのを通いあげいうて、何とか木を切ってもらうようなことありましたが、相手に誠意を見せれば、やっぱり若干に意味合いは違いますが、通じる部分もあるんじゃないかとますんでよろしくお聞きしたいと思います。最後の質問をできれば昼まで終わりたいんで、6月の議会改革という意味でお聞きしましたが、安芸太田町特別職報酬審議会が、1回目をこの前開催をされたようでございます。今後の開催予定回数及び審議会の答申時期がいつごろになる予定なのかということがわかればお聞きしたいと思います。2点目が、現在報酬審議会については、非公開の判断があるのかどうかわかりませんが、条例にはそのことが触れられてませんが、やはり公にして、住民の皆さんに議員やら町長の給料、報酬っていうのは割と関心の高いものだと思います。公、公開をして、住民の皆さんが納得できるような理由で報酬が上がる、給料が上がるならば、住民の皆さんも納得されると思いますが、いつの間にやら決まってしもうたと。というようなことでやはり批判が、行政なり議会なり向いてくると思いますのでその公開のことと、他市町では、委員名の公表。それと、回数ごとの議事録の公表、等々されておりますので、ぜひ審議会が終了してからの公開ではなしに、リアルタイムまでは言わんですが、そういった早期の情報公開をお聞きしたいと思います。それで3点目が、もし、審議会のほうから、改定の答申が出た場合に、条例改正を提案する時期について、町長のほうで判断があれば、要は今回審議会条例に基づいて諮問をしておりますので、要は条例案を出そうとするときは審議会の意見を聞きなさいという定めになっておりますので。その辺のことをお聞きした

い。それと、今回もし改正提案を出されるのであれば、提出者は町長自身で提出されるのか、いう点についてお聞きします。以上です。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それではまずは特別職報酬等審議会の事務局を担当しております総務課のほうより、答弁をさせていただきます。最初に審議会の開催予定回数、答申時期についてというご質問をちょうだいいたしました。審議会の開催予定回数は、あと概ね3回程度、考えております。審議内容によっては2回程度というふうになるのではないかとというふうに考えております。したがってまして答申時期は、概ね11月ごろを予定をしているところでございます。2番目にちょうだいいたしました報酬等審議会の公開、審議状況の資料等の公開ということでご質問ちょうだいいたしました。この公開、非公開につきましては、他団体の取扱いも踏まえて検討を重ねた結果、この会議を公開することによりまして、委員さんの率直な意見の交換、それから意思決定の中立性、が損なわれる恐れがあるのではないかとということ判断して本審議会を非公開ということで、最初の取り決めの中で協議をさせていただきました。この今議員おっしゃったとおりですね、特別職の給与、報酬に関してはですね、非常に関心が高いということがありますので、審議会委員の皆様にはですね、直接的にやはり話が入ってくる可能性があるのではないかなという懸念を持っております。過去の経緯やしっかりとした、安芸太田町のですね、現在までの取組を、承知いただいた上で、議論いただきたいといったことから、非公開とさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお審議経過や資料の公開につきましては、今議員が申されたとおり答申後に、ホームページ等で公開をしたいと考えております。広く情報を公開していくということは大事なことでございますけれども、このような整理とさせていただいておりますのでご理解をいただきたいと思っております。それから最後にご質問いただきました条例提出の時期については、町長のほうにご質問だったのかなというふうに考えましたけれども、概略として担当課のほうから申し上げますと、条例、提出の時期についてはですね、答申の内容いかんで、いろいろあるのではないかなというふうに考えておりますけれども、これを確認してから判断すべきかなというふうに考えております。それと条例案の上程に関しましては、町長が上程する方法と議員発議でされるという方法があると思っております。そういった部分を踏まえて担当課としては今後議会とも協議をさせていただきながら、調整してまいりたいというふうに考えておりますが、町長のほうから答弁がまたあると思っておりますので、よろしく申し上げます。担当課は以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

町長が、町長に就任されて、やっぱり一貫されとるのはやっぱり住民との話合いであり、情報公開だろうと思っております。そういった意味で今の時代、委員さんの委員名の公表とかいうのは、これ個人の名前ではありますがお職にあるものですから、当然に明らかにされて、しかるべきだろうというふうに思っております。町長の選挙でのいろんな公約を聞く中で、要は役場の中の議論を明確にしていこうというようなことも柱にあったと思っておりますので、いま一度、審議会の公開というのはもう少し時間かかりますが、そういった審議状況の住民へお知らせするというのは重要なことではないかと思っておりますので、もう一度、答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて、ご質問いただきました。この報酬審議会については、もともとは議会のほうからのご要望もありまして、答申をさせていただいたところでございます。一方で特に議員の皆様いわゆるその給与の計算根拠の中に、そもそも三役のあるいはその町長の報酬をもとにした計算も含めていただいということもあってですね。今回の報酬審議会への答申の中には、三役の給与についての見直しといいますか、検討も一応対象として入ってるもんですから、そういう意味で私自身もあまりこの審議会についてはできるだけ口を挟むべきではないという思いで、もともとは対応させていただいてるところでございます。その上で、ご質問をいただいたところでございますが、もちろん情報というのは基本的には公開をするべきだと思いつながら、現実には、様々な制約もある中で、やっぱりそのバランスが求められているとも思っております。その最たるものが、例えばコロナの患者さんの件でございました。これは議員の皆様からも、できるだけ公開するべきというご指摘をいただきながら、一方で個人情報オープンなることによって、今回の、今回も改めてですね、多くの問合せが個人に集中したということもございました。やはり守るべきところもあるという中で、バランスを考えていかなければならないと思っております。今回の報酬等審議会の議論についても、その意味では、やはりリアルタイムで公開をすることよりも、やはり議論は議論としてしっかりと集中して議論していただく環境を、まずはつくることのほうが重要ではないかなという思いで、私自身は考えているところであります。その上で、議論が終わったときに、その大まかな概要なり、あるいは、そういった部分については公開をさせていただくわけでございますので、その点で、町民の皆様にもご判断いただいても、私自身は遅くはないかなと。さらには、最終的には、この案というのは、私が提案をさせていただくか、あるいは議会のほうで提案をさせていただくかわかりませんが、議会の場で、まさに公の場で議論をしていただく。そのときにも当然、町民の皆様には、議員を通じてということになると思いますが、ご議論をいただく、最終的にはその確定に当たって、ご参加いただく場所、場というのは、当然確保されてるわけでございますので、その意味において、今回の、今回のような形での公表とさせていただきますと、私自身は考えてるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

最後になりますが、町長が就任されて1年少しを経過する中で、賛否両論ありますが、ウインドファームの判断でありますとか、加計高校生徒寮の新設については、私英断だろうと、非常に評価をさせてもらっております。生徒寮につきましては、いろんなことを過去も、検討しましたが、多分、前だったら新設という判断はおりんかったんだろうというふうに思っておりますので、これは大英断だろうと。いうふうに思っておるところでございます。加計高校の存続に向けて、すごい大きな一手をしていただいたなというふうに思うところでございます。それと先ほどの指定管理云々かんぬんの話も、やっぱり指定管理を受けていたからこそ出る話もでございます。そういった意味で、町長といろんな要望等、話するんですが、結構判断が早いと申しますか、そのやってみるということをやらずに続けていただきたいというふうに思うところでございます。とにかくこのまま疲弊していけば、安芸太田町はどんどん寂しくなってしまうので、町長が思われるような内容を、どんどん職員の方へ指示をして実施をする。職員に権限を委譲して、どんどんアイデアをくみ取っていくというようなことを徹底していただきたいと思っております。4つ目の質問の最後ですが、前回の答弁の町長は三役の報酬については、上げる必要はないんで

はないかと。それで、期末手当については、県内でも非常に低いんで、次期任期ですか、に向けて、検討したらどうかということがございましたが、期末手当については安芸太田町の報酬審議会の項目ではございませんが、特に町長が、審議してくださいということで諮問されたんだろうと思いますが、過去、記憶をたどりますと、この三役の期末手当につきましてはやはり、職員が人事院勧告を基本としておるものですから、なかなか三役の基準というのは難しいという判断がありまして、人事院勧告に準拠しようという形で、過去、合併以来進めてまいりました。そういった意味で、ここ何年か、職員の勤勉手当のほうばかり上がるんで、三役の皆さんには勤勉手当がないんで上がらないという状況が続いておったんですが、他市町ではそこらを審議会あげて、勤勉手当を期末手当ほうへ上乘せしてあげると、というような状況で、大きな町では、安芸太田町が今3.9ぐらいのボーナスですかね、よその市町でも4.5、というような状況も生じておりますんで、その辺の判断も必要ですが、ここ2年続けて期末手当が減額の人事院勧告でございます。そういった意味で今後、職員の給料についても、人事院勧告を尊重すると。いう考え方の中で進めていこうとすれば、やっぱり三役の期末手当についても、若干そういったことも意識して、協議を検討していただければと思いますがその辺のご意見ございましたらお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。ちょっと補足的な話というか、概略のご説明を先に担当課のほうよりさせていただきます。令和3年の人事院勧告につきましては、8月10日にされているところでございまして、本年の国家公務員に対する勧告は、月例給は改定なし。ボーナスに当たっては0.15月分を引き下げるという内容になっております。町三役の期末手当につきましては、これまで職員と同様に人事院勧告を参考にして決定をしていたということは、今議員のほうから説明あったとおりでございます。昨年のマイナス改定におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関して多額の財源が必要となったことから、厳しい財政状況を踏まえて5か月分の特例減額等も行ったということをご考慮し、据置きをしたというような経緯もございまして、過去の経緯もちょっといろいろあっておりますが、様々な形の中でですね、引上げを見合せたというような年もあるようでございます。人事院勧告を参考に決定する考え方は変わらないというふうには思っておりますが、今回のこの審議会においてですね、答申の中身にもこういったこと少し若干取扱いを整理させていただければなということで会のほうは動いております。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。事務方としての話はさせていただいたとおりであります。まああの、何と申しましょうか。報酬の話でございますので、改めてそういった意味では、あまり、委員の皆さんに予断を持って対応されないように、改めて私のほうからあまり、今思い返すとしゃべるべきじゃなかったかなと思いますが、ただ審議会の中でやはり検討していただくのは、一つは金額の問題、それからもう一つはやっぱり、それじゃいつそういう形で対応するかということだと思っております。その2点については改めて審議会として、やはりできるだけ静かな環境の中で検討いただく。私としてはやはり報酬というのは本来、状況がどうであろうが、仕事の内容に合わせた形で決められるべきものだというふうに思っておりますので、そういう意味で、できるだけいろいろな外的な、環境があまり影響しない中で議論していただくべきものかなというふうに思っております。その上で、出てきたものについて、ではどうするかというところにおいては、

我々なりあるいは議会とのほうと相談をさせていただきながら、じゃ具体的にどうするかということは、我々なりの裁量の中で委ねられてる部分があるかと思えますんですね、私としては、その中で、改めて対応させていただきたい。場合によっては前回の定例会でお話をしたような思いではありますけれども、具体的にどう対応するかというのが、まさに、審議会での意見を踏まえた上で対応させていただくあるいは相談を議会ともさせていただければなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で4番、小島議員の質問を終わります。しばらく休憩といたします。

休憩 午前12:00分

再開 午後 1:30分

○中本正廣議長

それでは、午後からの会議を開きます。休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、7番、影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

失礼いたします。7番、影井でございます。本日が2度目の一般質問で、まだまだ不慣れではございますが、よろしく願いをいたします。さて、広島県において、度重なる緊急事態が、緊急事態宣言が発令され、依然、出口の見えない状況下、長引く対策や対応で多忙を極められる町長を始め、職員の皆様方には、敬意を、敬意を表します。また、最前線で戦っておられる医療関係者の皆様のご苦労ははかり知れません。心より感謝申し上げます。また、先月8月は、これまで経験したことのない豪雨、長雨に見舞われ、不安な日が続きました。町長始め職員の皆様方におかれましても、連日、寝ずの番で役場に待機されたり、土砂災害の対応にあたられたり、大変なご苦勞をされ、消防団の皆様におかれましても、昼夜を問わず出動にあたっていただき、心より感謝申し上げます。私たちには見えないところで、住民の命と健康、安全や暮らしを守っていただいていることを再確認いたしました。昨今の誰もが予期せぬ突発的なまた、災害時やコロナ禍、コロナ禍という非常事態、悪化の一途をたどる慢性的な人口減少や財政難に歯止めをかけるため、日頃より備えを強化し、仕組みや制度の見直しを少しずつ図っていく必要があると考えます。そこで、通告しておりました3項の質問をさせていただきます。昨日と本日午前にかけて、ほかの議員さんから質問された内容と重複する点ばかりですので、簡潔に質問していきたいと思えます。まず、一項目の警報発令時や災害時における情報発信について。このたび台風9号から始まり、8月11日から続いた豪雨による警報発令時、住民の方から多数の問合せや状況確認がありました。内容としては、町のホームページでは避難情報や災害情報がわかりづらい。また、防災無線が聞こえなかった、または防災無線の頻度が少ないなど、そういった声が寄せられました。これらを踏まえて、次の2点をお伺いいたします。1点目。今後、ホームページをリニューアルされるに当たり、1、見る側にとってわかりやすいものとなるのか。2、また、それは住民の知りたい情報に即しているのか。非常時において、住民が知りたい情報はどのような内容であるかを、直後でもある今、リサーチしていくことは大変重要であると思えますが、どのようにお考えでしょうか。3、発信する側は、非常時にもスムーズに対応ができ、発信頻度は上がっていくものなのか。2点目。防災無線デジタル化に移行してから、聞こえのチェックなどを行っておられるか。いま1度、各ご家庭の防災無線がきちんと機能しているのか、ホームページや広報、防災無線などで呼びかけをし、現状の確認が必要ではないかと感じます。以上の2点をお伺いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。影井議員より、まずは今回の災害対応、とりわけ、情報発信についてのご質問をいただきました。議員ご指摘のとおり、情報発信については何人かの議員からも同様のご質問をいただいているところでございます。私も繰り返しになりますが、今回の災害対応を通じて、様々な反省点、感じるところがあったんですけども、その一つにやはり情報発信の在り方ということについて改めて、見直しを図っていくあるいはどういう取組をすべきかということ、考えていかなければならないと思っております。これも先ほどお話をさせていただきましたが、ある意味、危機管理のこの環境の中です、様々な実は情報を取り扱っております。気象庁やあるいは広島県、あるいは国土交通省の河川事務所などとも、随時情報交換なりあるいは向こうのほうからも問合せが入ってくる中で、危機管理室として、そういったいろんな情報が入ってくる。あるいは、マスコミからの問合せなどもある中で、具体的にじゃあどういった情報をどの程度、あるいはどういうタイミングで提供するのかというのを、危機管理室のほうで整理をしながら一応対応はさせていただいております。ただ私も特に感じましたのは、例えば台風のような災害の場合には、ある程度もうルートもわかっている、雨がどの程度のときに降ってくるというのはわかりますし、対応もこれだけ長くないもんですから、大体、こちらとしても情報を出すタイミングですとか、あるいは多分町民の皆さんのほうも、ある程度予測をされながら動けるものだと思いますが、今回のような大雨、あるいは例えば梅雨どきの長雨などの場合は、いつどこでどれぐらいの雨が降るかというのは本当にわからないもんですから、そういうこともあって、町民の皆さんもかなり不安を感じておられたと思いますし、逆に我々としても、本当にどのタイミングでどれだけの情報をお伝えするのかというのは、なかなか難しい判断があったということだと思っております。その意味、その上で、改めて私どもとしても今回の時系列といいますか、その取組についての反省もさせていただきながら、改めてどういうタイミングでどういう情報を出すのか、ある意味、マニュアル的なものも少し考える必要があろうかと思っております。また一方で、そういったこちらから情報発信をするということもそうなんです、もう一つ思いますのは、これ主に若い方が対象かもしれません。やはりどういう情報を皆さんそれぞれ必要とされてくるかというのは、置かれてる環境ですとか、あるいは対象の皆さん方によっても、かなり変わってくると。それに全て対応するのがなかなか難しいという意味でいうと、必要なときに必要な情報を取りに行っていたりするような、そういう環境もやはり準備をする必要があろうかと思っております。今回、ホームページはなかなか情報充実というわけにはいかなかったんですけども、改めてホームページや今回防災ツイッターのような対応もさせていただきました。またですね、本町ではないんですが、防災関係の情報というのは実は県がつくっておられる広島県防災情報webという、ネットのそのホームページといいますか、そういう中でかなり詳細に、しかも、要点をまとめてつくっていただいているものもありますので、そういうウェブもあるんだということも、これからやっぱり、周知をさせていただいて、自分でネットを通じて情報を取りに行ける方については、そういう対応もお願いをしていくべきかなというふうに思っております。その上で最終的に、そうは言いながらも、先ほどもお話をしたとおり、本町は、高齢者が多い中です、なかなかインターネットで自分で情報とりに行くというのが、難しいということもございますので、繰り返しになりますが、防災無線の情報の流し方についても、これから、住民の皆さんがどういった情報を知りたいかということも、少しリサーチをしながらですね、考えていきたいというふうに思っております。なお町のホームページについてはですね、11月からリニューアルを予定しております。その

際で災害等の緊急時にはですね、普通のホームページとは別に、災害用のトップページに切替えて、これどちらかという、アクセスが集中したときにも負荷がかからないように、テキスト、文章の情報が中心になると思いますが、そういった形で切替えて、より皆さんにお伝えできるような環境をつくっていききたいというふうに思っておりまして、改めてスムーズな情報発信に努めていきたいというふうに思っているところでございます。私からは以上です。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。それではご質問ありました各項目について、担当課よりご説明申し上げます。まず、1点目の、発信する側について、ホームページが更新した場合には、非常時にもスムーズに対応でき、発信頻度があるのかというご質問をちょうだいいたしました。今、町長のほうから申し上げましたとおり、ホームページに関しては公開をしていく予定になっております。一方でですね、やはり今回のような長雨だった場合には、これ実際の、情報発信していく職員っていうのがですね、交代制でやっておりますので、危機管理室が3名、私含めて4名、この対応でやっております。20時間ぐらいの勤務はする格好で、毎回臨んでるんですけども、どうしてもやっぱり一時期いる人間というのは2名程度ということになろうと思っております。そうした際に、様々なツールで様々な発信方法をとっておりますと、どれもその中途半端な情報発信になってしまうという、恐れがある部分でございます。このあたりはですね、やはりホームページが公開したからといってスムーズに発信頻度が上げられるかという非常に悩ましい部分があります。先ほど町長のほうから説明申し上げましたとおり、広島県では防災情報webというシステムを持っております。これは実は県内の関係市町、全市町ですね、市町と県のほうが連携をしまして、これシステムに、市町のほうから登録していくというような仕組みを持ってしております。避難所情報であったり、避難指示等の発令情報であったりというものをですね、一元化しているシステムでございます。市町の職員はまずこのシステムをですね、登録をしていくということになります。このシステムのすばらしいところはですね、Lアラートという、情報連携によってですね、先ほど町長のほうからもありましたとおり、マスコミですとかYahooの防災情報システム等に自動連携しておりまして、これが反映されてインターネット、ほか、テレビのニュース等にも情報が発信をされていくという仕組みのものでございます。ですから我々が県の情報ウェブのシステムも入力すると、これが自動的に発出されていくというシステムでございます。本来町のホームページもこういったものができればですね、非常に便利になろうかと思うんですけども、このあたりはよく精査をしながらですね、間違った情報が出ていかないようにということで、整理をさせていただきたいと思っております。それから2番目の防災無線デジタル化に移行してからの防災無線の聞こえのチェックをしているか、というようなご質問をちょうだいいたしました。これに関しましては以前からですね、ほかの議員の皆様からもご心配いただいているところでございまして、デジタル化によりましてやはりその電波の直進性と申しましょか、入らないエリアというのがどうしても発生しているというふうに伺っております。それ以来ですね、様々なツールを使って、住民の皆様、この聞こえの部分に関しては、情報提供させていただいてるんですけども、やはり多くのご家庭で入ったり入らなかったりというような状況があるというふうに伺っております。現在もですね、危機管理室の担当者は毎日、どこかしの世帯に出向いてアンテナ調整や、例えば室内アンテナで難しければ、もう屋外アンテナ対応するとかいったような対応を現在もさせていただいているところでございます。対応させていただいてるんですけども、今後も受信不良というのはですね、やはり天候とかいろんな諸条件であるかもし

れませんので、町としては今のとおりですね、ホームページの充実でありますとか、また、無線のチェックに関しましては、継続的に行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

ご御答弁をいただきまして、職員の皆さんのご負担が相当なものだと感じております。県の防災情報webシステムの立派なものがあると伺いましたので、こちらのほう、日頃から住民の皆さんへ周知していくといった方法もあるのではないのでしょうか。現在において、インターネットは社会基盤、インフラと言っても過言ではありません。ホームページやSNSなどの整備はもちろん、情報発信も必要不可欠なものだと考えております。このため、このたびの豪雨時においては、住民の方から問合せが多数ありましたが、正直、私自身も返答に困りました。ですからですね結局、役場のほうに電話をかけさせていただいて、それから状況を説明していただいて、それをまた住民の方へお伝えするといった、対応をしたのですが、細かいことなんですけれども、そういった流れも、この非常時、大変無駄だと感じております。日頃から、膨大な仕事量を抱えた職員の皆さん、緊急時や避難時には、特段この細かい無駄の積み重ねが、職員の皆さんの負担にもつながるのではないのでしょうかと考えます。この無駄を減らすためにも、ホームページのリニューアルに当たり、議論を重ねられ、より住民の目線を重視したものとなることを期待しております。また、こういった住民目線のホームページが完成していけば、住民の皆さんにはそちらをご案内したり、ホームページが見れない方にはお伝えしたりと、私自身も微力ながらお力添えできると思います。非常時や、災害時みんなで支え合える体制づくりを整え、整えていくことも、住民の安全と命を守ることににつながるのではないのでしょうか。また、防災無線でのお知らせ頻度については、様々ご意見があるかと思えます。しかし、防災意識を促し、消防団の待機があることを知れることで、安心につながるといった声も聞かれます。再度、必要とされる情報とは何か、これを議論され、検討していただきたいです。またすぐ目の前まで、台風シーズンが迫ってきております。防災無線のチェックなどを急がれ、ホームページが11月とのことでしたので、住民がどこからどのように防災情報をキャッチし得ていけるのかを日頃から周知していくことが、大変重要だと感じております。まだこのたびの災害復旧の対応で多忙かと存じますが、並行して、備えや情報発信の強化、そちらのほうにも力を注いでいただきたいとお願い申し添え、次の質問に移りたいと思います。2項目、住民との情報共有について。住民主体のまちづくりには、住民一人一人が安芸太田町の現状を知る必要があると思えます。そして、知る権利もあります。住民側から情報を取りに行くのではなく、行政側から積極的にオープンしていただきたいと切に願っております。そこで、次の2点についてお伺いいたします。1点目。6月の一般質問でも質問させていただきました。地域商社あきおおたの事業計画や決算報告などの進捗状況がまだホームページでも、住民にとってわかりにくいものである。これが改善中であれば、進捗状況をお聞きしたいところです。2点目。人材育成・交流センターについて、事前の周知が、周知や意見交換が限られた地域のみで行われており、町全体への周知が薄いのはなぜなのでしょう。以上2点をお聞きいたします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。住民との情報共有ということで、地域商社の事業計画や決算報告が住民にわかりにくいというようなお質問でございました。一般社団法人地域商社あきおおたに関する決算報告につきましては、定款に

よってですね、電子広告、ホームページでお知らせするということになっておりますが、決算報告につきましては、本定例会で一般会計、町の一般会計の決算に合わせてですね、承認を掲載するような予定をしているところでございます。本件と別にですね、事業計画については掲載する時期もあります、毎月の広報安芸太田での事業内容でありますとか、トピックスについては、毎月掲載をしております。ご指摘に合わせてですね、事業内容でありますとか、地域商社あきおおたの組織体制につきまして、住民の皆さんにわかりやすく周知ができるよう、準備してるといふふうに聞いております。地域商社は、事業者の皆様でありますとか、消費される方との中間組織でもございます。町民の皆様にも、個別対応をいたしますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

企画課のほうから、人材育成・交流センター（仮称）の周知、意見交換が限られた地域のみで行われており、町全体への周知が薄いのではないかというご意見に関して、答弁させていただきたいと思っております。当センターの趣旨や、目的が十分に住民の皆様にご理解いただけないことに関しましては、反省し、今後、ほかの事業も含めまして、事業推進に当たり、事業に関する住民のご意見あるいはご要望等をしっかりいただきながら推進してまいりたいと考えておるところでございます。遡りますが、平成26年度で、1年生が28人、2年生が28人、3年生が34人の合計90人という時がございまして、そのとき、が大きく転換期があったと思っております。その年度ぐらいから徐々に加計高校の全生徒の全国募集というのを開始したところでございます。学校、加計高校学校活性化協議会、昨日も話題に、質問中にも出ましたが、80名を切ると、統合の協議の対象になってくるといったようなこととなりますので、この活性化協議会のほうや加計高校を育てる会と連携をして、何とかこの居住施設を模索しようということで、この26年27年ぐらいから寮の対応について、町のほうでどう進めるかというのを議論してきたところでございます。その当時は、加計エリアのご家庭に下宿をお願いするような取組をしたこともございました。しかし、結果としては、川・森・文化・交流センターの4階を生徒寮として活用を開始いたしました。6年前の平成27年で4名の寮生でスタートしておるところでございます。その後、急速に生徒寮の生徒が増加しまして、平成2年度には32人、今年度は36名まで増加し、一挙に、定員、定員38としておりますが、定員数まで迫ってきたというところでございます。入寮する生徒の数を予測することは大変難しいと考えておりまして、一つは、地元の中学校から加計高校へ何人進学されるかというところを、把握するのが毎年、非常に難しいところがございます。反面、加計高校の努力によりまして、全国からの入学希望者は、加速度的に増加しているという状況にございます。加計高校を存続させようとする町といたしましては、安定的に全国募集を進める環境を整えるべきと判断をして、昨年、令和2年の3月定例会の行政報告で新たな生徒寮の確保対策を早急に方針決定する必要があるということを報告をさせていただいているところでございます。加えまして、令和2年度は、現在の川・森・文化・交流センターの4階の寮で、一室10名が同居するというような生活状況もございまして、コロナ感染症の関係を考えますと、個室への変換が急務でございまして、その意味でも、新たな生徒寮の確保が必須となったと考えておるところでございます。こうしたもろもろの状況を踏まえまして、町としては、既存の寮の改修、あるいはほかな施設の大規模改修など、いろいろ方法を検討した結果、新たな寮の新築という方針を昨年12月の定例議会で説明をさせていただき、結果としては、議会の皆様にも、相当無理をお願いさせていただきましたが、スケジュールに間に合わせるためにも補正予算という形で議案として提出させていただいたという

経緯でございます。今回は、ぎりぎりのスケジュールで案をまとめておりますが、それでも、我々なりに、可能な限り利用者の意見を聴取すべく、センターを主に利用される対象でございます加計高校の生徒の皆さんや高校の教職員の方、それから現在寮を運営されている方などからご意見をお聞きし、新しく誕生する寮のほうに反映をさせているつもりでございます。また、本年 2 月には地元の方に説明会を開催させていただきたいと、いうことを相談させていただきましたが、新型コロナもありますので、周知文でお知らせをさせていただいたということでございます。この 7 月には、集会所のほうにお集まりいただきまして、新しい寮の運営面あるいは交流面を説明をさせていただきまして、ご協力をお願いしたところでございます。なかなか町民の皆さんに周知が徹底してない部分がございますので、今後、ソフト面を推進する中で、協力をいただきながら、推進してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

ご答弁いただき、1 点目の地域商社についてですが、いろいろ、いろいろと今準備中ということで、承知しました。住民にとって、大切なのは、今何をどのように進めているか、それを発信していただくことだと思います。職員や地域商社の皆さんも毎日必死に頑張っておられると聞いております。しかし、その頑張りが見えてこず、住民の声が厳しいものとなっているのが現状ではないでしょうか。1 点目についての再質問はございません。一步ずつでも現状が見えるように改善され、多様な関係者が連携、連動していける体制を整えていただきたいと思いますとお願ひ申し上げ、2 点目の項目に移ります。人材育成・交流センターについてですが、ご答弁いただきましたが、やはり、この現状の発信の薄さでは、この施設を、未来ある子供たちのために、また、安芸太田町を挙げて一丸となりつくっていく、そういった気迫が感じ取れません。決まってからお知らせするのでは不十分ではないでしょうか。また、こういった進め方こそが地域を分断する要因となるのではないのでしょうか。せっかく新設される施設ですから、もっと多くの住民の皆さんに興味、関心を持っていただかないと、今後の運営にも関わってくると考えます。単に加計高校の寮ではないと打ち出している以上、さらなる情報発信をしていただきたいと思います。まずは、知ることで関わってくれる人も増えるはずで、多くの方が交流し、子どもたちの育成の場となる施設にするため、まずはこの人材育成・交流センター、これについて具体的にもっと周知をお願いいたします。その上で再質問です。今後、ソフト面において、協議がなされていくと思いますが、これについては、幅広く意見やアイデアを募る機会はあるのでしょうか。町内全域でこの施設について、まだよく知らない方がいられる一方で、期待される方もいらっしゃいます。意見やアイデアをお持ちの方もいらっしゃいます。そういった住民の声に耳を傾け、安芸太田町らしさを構築していく必要があると考えます。いかががお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続けてご指摘をいただきました。改めて地域商社の取組についても、積極的にこれ広報させていただくように、進めていきたいと思っております。もともと、何といたしまししょうか、行政というのは先ほど小島議員の質問にもありましたけれども、行政の取組についてもなかなか皆さんに知っていただくところが苦手な部分がありました。それこそ先輩方の薫陶のおかげかもしれませんが、行政というのはやっぱり裏方であってですね、皆さんを支えるのが仕事というか、そういった意味ではそういう支えることを黙ってやっているのが、まさに行政としての在り方みたいな部分もありましてですね。やはりそ

うではなくて、我々なりにやっぱりやっってることもしっかり知っていただくことも、努力をしていく必要があろうかと思っております。改めてご指摘を踏まえながら対応させていただきたいと思っております。それから人材育成・交流センターについてですね、改めて町民の皆様にも知っていただくということで、後ればせながら今月の広報にもですね、実はちょっと紹介の文書を書かせていただきました。改めてまだ完成が先ではありますけれども、今の段階からこういう取組をやっているということについては、町民の皆様にも知っていただきたいという思いで、掲載をさせていただいたところでございます。そういったことも含めて、今後も引き続き、人材育成・交流センターの在り方については、折に触れて話をしながら、また、人材育成の部分では、町民の皆様にもご協力をいただかなければならないということでございます。その点でもお力添えをいただけるようにと思っております。ただ、実は本当にタイトなスケジュールの中で、この建設に並行して、指定管理の施設として考えておりますが、指定管理の事業者の選考といったことも、これ並行して進めなくてはならないということもございまして、現状その人材育成について、何て言いますか、広く意見を求めるという場面というのは特に考えてはないんですが、逆にもしそういったご意見なりありましたら、あるいはそういうご意見お持ちの方がおられましたらですね我々、行政というのは日常的に、いろんな皆さんからご意見もいただくようにはしておるつもりでございますので、機会をつくるつくらないに限らず、そういうアドバイスがありましたら、お寄せをいただければなというふうに思っておりますし、また、指定管理が決まった後でもですね、また、具体的にどういう取組を進めてほしいということは、今度指定管理の事業者にも、いろんな町民の声を聞いて、聞きながら対応していただくようにという、そういった意味でのお願いはしていくつもりでございますので、少し遅れてるというおしかりはありますけれども、引き続き、皆さんのご意見をいただきながら、それはそれで運営のほうにも反映をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。この人材育成・交流センター、ハード面において、あまり安芸太田町らしさが感じられないままの着工となる以上、ソフト面における協議は殊さら重要であると感じております。行政だけでなく、加計高校に通う子どもたちやその保護者の意見、また住民の多様な意見もキャッチし、進めていくことで、価値ある施設となっていくのではないのでしょうか。また、この建物を建てて終わりではなく、町はどのように伴走支援を行っていくのか。そういったビジョンを住民の皆さんと共有していくことも重要ではないのでしょうか。この施設について、まずは知ってもらうことの努力を惜しまずやっていただくことをお願いして、3項目の質問に移らせていただきます。町内施設などの維持管理について、町内施設の老朽化や、それに伴い、放置状態にある施設などの維持管理、または維持が妥当な施設であるかどうかの見極めを行っていく必要があると感じております。そこで、次の4点をお聞きいたします。1点目、指定管理施設の状況や指定管理者の業務の執行状況はどのように把握されておられますか。2点目、現在放置状態にある、杉の泊ホビーフィールドの施設管理は、今後どのように行っていくのでしょうか。3点目、観光施設の経済性、効率性の観点における評価を、それぞれの建物ごとになされておられるのでしょうか。4点目、新設予定の人材育成・交流センターや道の駅再整備の維持管理費は、年間どのくらいを見込み、その額は何で補填していくかのシミュレーションは、どういった方法で行う、行われているのでしょうか。以上4点をお伺いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続けて、町内施設の維持管理についてというお話をいただきました。指定管理施設も含めてですね、町が保有する公共施設全体の有効活用の話をさせていただきましたが、多分有効活用と同時に、行政財政改革の観点のことも、多分念頭におありなんだなあというふうに思っております。そういった意味ですね、公共施設全体の有効管理と有効活用とあわせて、行財政改革の観点からの無駄といいますか整理ということもやっぱり必要だと思っております。有効管理、有効活用については、縷々答弁をさせていただきましたが一方で、町が保有する公的公共施設の整理合理化についても、あわせて取組をする必要があると思っております、こちらの話で申し上げますと、今年度の実施、実は予定しております、本町の公共施設等総合管理計画の見直しを今年予定をさせていただいておりますが、その中でも施設の整理について検討を行うとともにですね、今後は我々の見直しについて行財政改革審議会に、新たにこの問題を審議案件としてお願いをさせていただいて、議論を進めていきたいというふうに思っております。個別のご質問については、担当課長から説明させていただきますが、改めて、繰り返しになりますが、有効活用、それから、整理合理化、その2点、しっかり踏まえながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、町内維持、町内施設の維持管理について、ご質問をいただきました。まず1点目でございます。施設の現状や指定管理の業務の執行状況はどのように把握してるのかということでございます。指定管理施設、観光施設も含めてですね、基本的には、公募を行って、申請を受けた後に、審査会で指定管理者を決定し、議会のほうへ承認を受けて、指定管理の契約ということで締結することとなります。業務の内容でありますとか、範囲、期間を示す基本協定書を締結するとともに、年度ごとに指定管理料を明示する年度別協定を締結をいたします。協定書に基づき、年度が終了いたしましたら、年間の実績報告書を提出をするということになってます。観光施設につきましては、協定書を別に管理運営状況を把握するために、半年ごとに、使用者数でありますとか財務状況を提出させ、あわせて聞き取りを行っております。指定管理者連絡会議というのを定期的に行うこととし、昨年度は、コロナのことがありましたので、そういった対策でありますとか、キャンペーンの実施について協議し、管理運営に努めているところでございます。しかしながら、施設周辺につきましては除草されていないことの指摘、いつも休業状態で管理はいつしてるのか、指定管理者はどこにいるのか、駐車場にごみが放置されているなどの指摘を受けることもありまして、その都度、指定管理者に対して確認や指示をしている状況にあります。今回のコロナのこともありまして、休業もお願いすることもありましたので、常に連携をとりながら運営を徹底しているところでございます。杉の泊ホビーフィールドの件でご質問ありました。ご指摘の施設につきましては、指定管理者において管理をお願いしておりますが、漏水の関係で、施設の営業ができない状態が続いております。漏水箇所につきましては、建物の中でありますとか、広い施設の土の中ということもありましてなかなか見つからず、結果として1年以上、時間を要しましたが、大変利用者の方にはご迷惑をおかけしております。現在、水道施設は復旧し、飲的検査を受ける準備に取りかかっておりますので、検査終了後再開できるよう、指定管理者と進めてまいります。経済性、効率性の観点の評価はそれぞれ建物ごとにしてるかというご質問でございます。ご指摘の評価については、建物ごとに評価を実施、今はしていません。

地域では、これらの施設を地域における観光の拠点ということで認識し、町の施設として存続すべき重要施設として位置づけてるということもありますので、一律に経済性、効率性だけの評価は難しいというところもありました。ただし、改めて、現状に問題があることは認識をしているところでございますし、いこいの村ひろしまを始め、より有効活用できるよう、指定管理以外の方法も順次検討をしているところです。温井ダム周辺環境施設につきましては、民間事業新設をし、自己責任で投資を行って事業をされるという意味では、本町にとっては最初の事例と言えます。これまでの発想を転換して、現場で発生する個々の問題に対してノウハウのある人たちと組んでですね、必要なコストはビジネスベースで調達をする、リスクとリターンを明確にして解決していけば、町が活性化するための手段となり、このことを積極的にとらえれば、可能性は広がっていくというふうには今では考えているところでございます。最後の質問、施設予定の建物がある場合、維持管理経費は年間どのくらいを見込み、その額は何で補填をしていくかという、道の駅、人材・交流センターに関してのご質問でございました。ご質問の新築予定の建物があった場合、指定管理でございましたら、指定管理期間中の指定管理業務に関わる全ての標準的な収入支出を積算した上で、債務負担行為額して期間中の指定管理料の総額を算定するということになります。指定管理業務の対価となる指定管理料は、サービスの向上と行政の効率化を図る観点から、施設の業務管理の内容を精査の上、必要な経費を計上します。利用料金制を導入施設する施設でございますが、その他、事業収入等から経費を繰入れを予定していれば、管理運営に必要と見込む経費から利用料金や繰入金などの見込額を控除し、積算をすることとなります。したがって、その差額が、指定管理料となります。具体的に例えば人材育成・交流センターや道の駅も含めて、指定管理を行うことは、民間事業者が持っているノウハウを活用して、施設が持っている機能を高めることも考えていくことが必要でございます。そのことで、指定管理のメリットとなります。それをプロポーザルなどで計画をお聞きし、評価し、採用となります。また道の駅につきましては、PFIの可能性も残しつつ、指定管理となれば、同じ指定管理費用を計算することとなっていきます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

ご答弁いただきました。一つ目の、指定管理業者についてなんですけれども、三重県の四日市市では、指定管理者モニタリングレポートというものを作成され、これを公開されております。詳細が書かれており、執行状況がわかりやすいレポートになっております。その上、公表もされておるので、誰でも閲覧でき、透明性が高いものとなっております。こういった事例を参考にされるのも一つの手かなと感じております。1点目につきましては再質問いたしません。2点目、ホビーフィールドについても設備の修理、修理に当たられて、再開のめどが立ったということで、その旨、問合せいただいた住民の方々にもお知らせをいたします。加えて、施設が利用できない状況について、経緯の説明や、明確に、それらを明確に公表をしていくことも必要ではないかと感じております。2点目につきましても、再質問いたしません。以降、町長にお尋ねしたいのですけれども、観光施設の経済性、効率性の評価について、ご答弁いただきましたけれども、採算性がとれない事業や、施設に対して補填し続ける価値がどれほどあるのかとか、将来的に見て妥当な施設であるか、こういった議論を進めていくべきだと考えております。またでも、赤字だからといってすぐに整理しろとかいうことではございません。施設一つ一つに役割があると思っております。ですが時代の流れとともに、その役割そのものが妥当であるかどうかとも判断していく必要があると感じておりますが、いかがお考えでしょうか。2点目、昨日に引き続き、午前の答弁にもありました、売却や

民間業者に委託する方向性も増やしていくとのことですが、こういった場合においても、住民の皆さんにしっかり周知し、その後、引継ぎされた事業者さんが運営をしやすいように、後押しするような動きを、町としてもとっていかれるべきではないかと感じておりますが、いかがお考えでしょうか。具体的には、温井周辺において、最近見かけぬ人の出入りがあったり、何やらごそごそしている、なんか始まるのかなあといった声がちらほら聞かれます。せっかく手を挙げていただいた事業者さんですから、住民と事業者とのパイプ役もしっかりと担っていただきたいと考えております。3点目、新設が予定される場合も同様、しっかりと議論し、20年、30年後まで想定し尽くして初めて着工されるべきです。人材育成・交流センターの維持管理費などについては、ご答弁いただいたとおりでございますが、その上で、この施設の、人材育成・交流センターの20年後、30年後の役割はどう想定されておられるのか。以上3点を町長にお尋ねいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ありがとうございます。続いて町内施設の維持管理について、ご質問をいただきました。まず指定管理の在り方あるいは役割の見直しといった点についてもご指摘をいただきました。議員ご自身もお話をいただいたように、この指定管理施設というのはある意味、町として、経費的な部分の負担をしてでもやはり事業を継続しなければならないというものをあえて指定管理施設という形で指定をして、実際に経費の幾らか分については、町からもお金を出して実施してるということでございまして、その意味において、採算性だけが問題ではないと。まさに、それ以外の様々な観点もございまして、一概に、経済性だけでは判断できない、それは議員ご自身もご指摘のように我々もそう思ってるところでございまして。そうは言いながらも、時代が変わることによって、当然役割の見直しもしていかなければなりませんし、何よりも、採算性を無視するわけにはいかないといえますか、やはり、経費がかからなければかからないほうがいいわけで、そういった部分についても考えていかなければならないと、私どもも思っております。そういったところで、例えばより有効活用できるような方法はないかということも、あわせて考えていきたいと思っておりますし、場合によっては、役割の見直しをする中でですね、やはり、その役割が終わったという判断も場合によっては、進めていくことがあると思っております。今回、改めて公共施設については、一律、見直しの観点でのチェックも入れていこうと思っておりますので、そういった中で、議員ご指摘のことも踏まえながら対応させていただければと思っております。また新しい事業が始まったときに当然、行政としてもそれをスムーズにやはり進めていただけるような、手助けなり、地域との結びつきというのは、ご支援をしなければならぬと思っております。今ご紹介あった温井の新しい施設については、これも後ればせながら、今回の今月号の広報に一応ちっちゃく出てるんですが、実はまだ事業者さんも、整備をしながら、何というか、もうほんと、同時並行でいろいろ進めておられるものですから、まだ詳細について、なかなか紙、紙面をとってご紹介するところまでいってない。ということもあるんですが、ただ当該地域はかねてからの地域活性化という意味では、地域の皆さん集まっていたく温いネットワーク会議のような場もありまして、そこにはもう既にこの事業者さんも参加をさせていただいて、もうこの数か月一緒に議論なりもさせていただいてるところでございまして。改めて議員ご指摘のようなですね、地域との結びつきを深めていくような取組についても、我々できるところはしっかりとサポートさせていただきたいと思っております。またいこいの村ひろしまについても同様のことでございまして、地域の皆さんとも引き続き、意見交換をさせていただきながらですね、進めていきたいと思っております。最後

に、人材育成・交流センターについてのお話ございました。特に 20 年後 30 年後というご指摘もありましたが、私どもとしては、これ引き続き 20 年後も 30 年後も加計高校をしっかり支えていく、で、加計高校に来ていただける、寮生の皆さんに使っていただける施設を、もちろん目指して取り組んでるところでございます。一応施設の耐用年数そのものは 27 年と聞いておりますが、できる限り、この施設を使わせていただきながら、一応設計上はですね、万が一それ以外の使用方法になった場合にも、施設ごとに独立して使えるような仕組みというか、そういう設計にはしておるんですが、我々としてはそういうことなく、あくまでも加計高校に来ていただく方がたくさんおられて、その方々の生活を支える寮として運営を続けていきたいという目標で、運営をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

町長のご答弁をいただき、今後、議論の場がますます深まっていくことを期待しております。また、ビジョンを共有し合える町になっていくことも期待しております。そしてですね、ネーミングも軽やかになったはしもトーク、こちらのほうを生かされて、より一層住民との対話を深め、今後の町政に新しい風がどんどん吹き込むことを望みます。今回の質問において、情報発信や情報共有、あるいはビジョンの共有を何度も申しました。その根底には、住民を置き去りにせず、誰にも優しい町であることや、住民とともに町の活性化を図っていかねばならない、といった思いがあります。また、コロナ禍、災害復旧、その他においても、早急に対応しなければならないことが多々ありますが、足元ばかり見ていると、その場をどうするかで精いっぱいになってしまいます。次の世代、またその次の世代へとつないでいくためには、遠くの目標地点を見てバランスをとっていく必要があると感じております。安芸太田町の将来像から逆算し、行政職員皆さんの時間と労力をどこに使い、いかに配置するか、これは町政の要だと感じております。町長を筆頭に、職員の皆さん、議会も協力し合い、住民の皆さんが生き生きわくわくできるようなまちづくりを、皆さんと一緒にしぶとくしつこく模索追求をしてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で 7 番、影井伊久美議員の質問を終わります。しばらく休憩します。2 時半までです。

休憩 午後 2 : 2 4 分

再開 午後 2 : 3 0 分

○中本正廣議長

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、10 番、津田宏議員。

○津田宏議員

いよいよ最後の質問となってまいります。短い時間ではございますが、ひとつ簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。今回は三段峡溪谷内の整備についてというテーマで、第 1 問目は行いたいと思っておりますが、三段峡、これ毎年毎年どこかが崩れ、猿飛のトイレについても 5 年かかりました。なかなか進まない、おととしの観光客の中で外国人 1 名と、あと 2 名、3 名の方が滑落事故を起こされました。足の骨が折れたりして、皮膚を突き破って骨が出るとような方をですね、緊急ヘリで搬送したということが起こり

ました。これは大変だということですね、教育委員会、文科省のほうへ、議会のほうで行きまして、何とか、抜本的な見直しが出来ないかということ、議会の皆さん方と、協議したところであります。そのついでにと行ったんですが国交省、それから経産省、小水力のこととか、いろいろ研修した思い出があります。文化財は当時、保護法というのは、文化財の保護の計画をして、その中で道を直したり、電気を付けたら、あるいは木を切ったりということが出来るという話を聞いて、そうだったんかと、今までの国定公園、文化財というのは一切ノータッチ。その枯木が倒木が落ちたらそのまま、自然のままでおれという感覚が長く続いておりましたが、一個の光を見たような気がしまして、広島に戻って、県庁のほうで、文化課とお話をしたことがございます。いまだにですね、ここが崩れたら、ちょっと直すと。また崩れた、ちょっと。いうのがもう何十年と続いて、臨機応変といえば格好がいいんですが、行き当たりばったり。その場限りというのが続いて、今回の保護計画とかいうのを、こしらえるという話が、国のほうでもありまして、県のほうも出来ております。その中で、抜本的な対策について、ちょっと質問をさせていただきます。広島県文化財保存活用大綱の政策に関わる本町文化財、特に特別名勝三段峡の保存と活用の方向性について質問をいたします。本年3月に、広島県文化財保存活用大綱が作成されました。この大綱は、文化財保護法の規定による法定計画であり、文化財に関わる広島県の目指す将来の実現に向けた基本的な方向性や取組方針でございます。この大綱では、目指す将来像として、一つ、所有者や地域住民等の理解、協力を始め、民間団体等や、行政、文化財担当部局、文化財芸術担当部局、地域振興部局、観光振興部局が参加して、中長期的な視点から保存活用に取り組む。とされ、二つ目で、文化財単体ではなく、自然環境や、周囲の景観、地域の歴史、伝統的な活動などを一体に備えて保存活用を図るとなっておりまして、三つ目、文化財の保存活用がバランスよく実現すること。なお、この大綱で対象とする文化財は、広島県域に所在し、発生、制作から50年以上経過し、歴史上、芸術上、学術上等の観点から、価値が高いと認められる有形無形の財産であり、法、その他の規定による、指定、選定、選択、登録、その他の措置の有無を問わないとされておりまして。本町では、国に指定が2、県指定が14、町指定が38、登録文化財が2、指定または登録されておりますが、指定等がされていない、技術や芸能、史跡等、今後保存活用されるべき文化財も多くあります。この大綱では、将来像に現実に向け、県内市町の文化財保存活用地域計画、計画の作成ですね、を促進するようとしています。この計画は、当該自治体の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針または文化財の保存及び活用を図るために、町が講ずる措置の内容等を記載し、計画的文化財の保存と、活用を進めるための計画であります。まず、広島県文化財保存活用大綱に対するための、本町の文化財施策について、今後どのような順序で進められるか。安芸太田町文化財保存活用地域計画の作成に取り組む方針であるかを、まず第1点伺います。続いて、三段峡について、文化財としての保存と活用について質問いたします。改正文化財保護法では、国指定等文化財の所有者または管理団体、主に地方公共団体ですが、保存計画を作成し、国の認定を申請できるとされ、この計画が国に認定された場合は、国指定等文化財の現状変更等には、その都度、国の許可等が必要であります。認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど、手続が弾力化されているとしております。また、広島県文化財保存活用大綱では、文化財の毀損等の発生に対処する上で、所有者等による、適宜適切な保存修理の実施は優先度が高く、その取組を実効性あるものにするためにも、所有者等が、文化財保存活用計画を作成することを促進するとしております。ご存じのように、今回の台風に基づく大雨で、三段峡は大きなダメージを受けました。三段峡内における減災の取組、被災した場合の早期の復旧への取組など、また、それだけではなく、三段峡の文化財としての活用方針等、管理者である広島県と安芸太田町が強く連携し、文化財保存活用計画を策定しておく必要があると考えますが、町長の考えを伺います。もう

一つ、次に、三段峡への入域料に関する質問をいたします。世界遺産厳島神社がある廿日市市の宮島を訪れた人から、100円を徴収する宮島訪問税、入島税ですね、の条例案が、この3月15日、廿日市市議会で可決されました。施行時期は、新型コロナウイルスの影響を見極めて判断するが、徴収システムの構築など、準備に2年程度はかかるそうであります。本税は、主に観光客を受け入れる環境整備に使う予定で、トイレの維持管理や、ごみ処理、無電柱化、宮島口の整備などを想定しております。対象は島民や島への通勤通学する人を除く、来島者で、1回100円をフェリー代に上乗せして調整する、徴収する。往来の多い人は年500円を一括徴収し、それ以上は徴収しない。障害者や未就学児、修学旅行や遠足などの学校行事で訪れる場合は免除となっております、という報道がございました。本町においても、特別名勝三段峡を始めとする西中国山地国定公園の維持管理やさらなる整備など、環境整備は、継続し、受入れ体制を整える必要がございます。通称、地域自然資源資産法により、市町村は、地域にとって重要な自然環境があれば、土地所有者、関係団体、地域住民、関係事業者、関係行政機関等、幅広い関係者の参画を得た地域協議会を設置し、自然環境の保全及び持続可能な利用のために、利用の推進に関する計画を立てて、その計画で入域料の設定や、その用途を定めた場合は、入域料の徴収を行うことができるとされております。今後、持続可能な、財政を考慮した場合に、財政、財源確保は必要であると考えられ、三段峡溪谷の入域料の検討をすべきと考えますが、町長のお考えを伺います。以上、お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、津田議員より、まずは三段峡について取上げていただきました。ご指摘のようにまず三段峡今、先般の大雨等によりましてですね、峡谷内の落石や倒木などがありまして、現在は入峡禁止、特に入り口から水梨口までございますが、入峡禁止ということになっております。町にとりましてはですね、コロナ禍とはいえ、これから本格的な行楽シーズンを迎えるところで、この三段峡が入れないというのは大変大きな痛手だと思っております。冒頭まずはこの点についてですね、議長並びに産業建設委員長には、県並びに県議会に復旧に対しての早急なるお願いについて、行っていただきました。改めてこの場をお借りして、感謝を申し上げたいと思っております。その上で、これ議員ご指摘のようにですね、こういった災害もそうなんですけれども、三段峡を多くのお客様を迎えるに当たっての様々な施設整備について、なかなか財源が確保できないというのは、長年の課題でございまして、その点についての検討せよという、そういうご質問だと思います。特にそういった意味では、議員ご指摘のように、これまでのような県予算、もともとは環境省からの経由ではございますが、その予算以外の、やっぱり財源を考えていかなくちゃいけないと。その一つとして、文化庁から文化財保護の観点からも予算もあるんじゃないかというご指摘、さらには、入域料についてもご指摘いただきました。文化財保護の観点についてはですね、教育委員会並びに担当課長からご説明させていただくとして、最後の入域料について私からもお話をさせてもらえばと思います。私自身も、改めてこれまでのように、多くの皆さんにできる限り安い値段と見えますか、見ていただけるようにというか、もともと自然というのはですね、お金を取る仕組みがないものですから、多くの皆さんにとって、お金を払ってまで見るものじゃないというか、そういう意識が強かったのではないかと思います。例えば、最近の環境保護ですとかあるいはトイレといった基本的な施設をとって見てもですね、やはりそういった部分の負担についても、見ていただく方々にお願いをすることは、一つの大きな流れでもあると思いますし、私どもも、言い方が悪いんですが、安かろう悪かろうよりは、しっかりと受入れ体制をとらせていただいてその分の負担をお願いする方向、私個人も考え

なければならないなと思っております。その点で、ご指摘あった入域料ですね、大変魅力的なご提案だと思っております、指摘にもありました地域自然資産法に規定されている取組の仕方であり、ありますと、県、または、町が地域計画を策定をし、その地域計画を地域においた協議会が実現をする中で、必要な経費等について入域料として徴収することが可能だという仕組みになっております。この点については私どもも、県のほうに、管理者である県に、やはりこの点は指導していただかなければならないということで、本年5月に、県の町村会を通じて県に要望をさせていただいてるところでもございますし、また内陸部振興協対策協議会に対してもですね、要望させていただいて、改めて、県の主導でぜひこういった動きについて進めていただきたいということをお願いをさせていただいてるところであります。また、これもご紹介ありましたが、入域料とは別に税として徴収するというのも方法としてはあるということで、ご紹介いただいたように、先般20日、廿日市さんが、宮島の訪問税を提案し、総務大臣の同意も得られたというふうに聞いております。実は私も大変興味があったもんですから、先般の廿日市市長とお会いするときに、その訪問税の取組についてもろもろお話を聞き、実はアドバイスもいただきました。かつては税金でございますので、これなかなか、自治体のほうで議論をしても、最終的には、総務省の国のほうがです財務省も含めてなかなか許可をされないという環境だったようでございますが、それが、ここになって、ここに至って、だんだんそのハードルが下がりつつあると言ったようなことで大変だけれども、チャレンジする価値はあるよというアドバイスもちょうどいただいたところでございました。特に宮島の場合は、徴収方法がですね、多くの皆さん、船を使わないといけないということで、かなり徴収がしやすい環境にある一方、本町の場合、三段峡の場合には、入峡税ということになると思いますが、どこで徴収させていただくかということは、少し宮島とは違う工夫をしなければならないのではないかと考えております。ただ税ですので、さっきも言ったようにハードルは高いんですが、その代わり、税ですと、例えば本町が税を徴収する主体となることもできるようでございます、そうすると当然、町としての財源を確保することができるという意味で、使い方という点ではですね、かなり自由度がきくという意味で、ハードルは高いものの大変魅力的な徴収方法だとも感じているところでございます。ただいづれにしても、入域料も、あるいは入峡税も、仮に本町が財源を確保したときに、じゃあ町が全部やってよと。県は全部手を引くよということになると、これはこれで大変問題だと思っておりますので、改めてそこら辺をきちんと役割分担を整理をさせていただきながら、トータルで財源が増えるような、そういう取組というのは、我々引き続き、検討して実現に向けてですね、進めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、まず広島県文化財保存活用大綱に対応するための本町の文化財施策についての、今後どのような順序で進めるかについて、担当の教育委員会から答弁させていただきます。今回、広島県文化財保存活用大綱についてはですね、平成31年4月に改正されました文化財保護法によって、過疎化、少子高齢化などによって、担い手の減少や、近年の自然災害による文化財の毀損、また盗難を背景に、文化財の三つの防止策を検討することが求められ、文化財をまちづくりに生かしつつ、その継承に取り組んでいくことが必要であると定められたものでございます。本年3月に広島県では、広島県文化財保存活用大綱策定され、その大綱に対応するため、本町としては、合併前の旧町村においての指定、登録されています文化財の指定区分、また指定年月日、所在等の情報はおおむねデータベース化はしておりますが、映像がないも

のもあるため、町内で指定登録されている文化財を始め、過去からの調査や、町村史等の文献またその資料、また町文化財保護審議会、郷土史研究会の協力を得て、芸能、史跡、名勝、記念物等の多くの文化財の掘り起こしを行い、映像を保存するなど、文化財の現状把握に努め、基礎情報の収集と整理したものをデータベース化して、今後の文化財の保存活用に向けた基礎資料づくりに取り組んでいきたいと考えております。またあわせて、文化財の所有者、管理者による日常の維持管理方法や、文化財を継承する技術、材料等の確保の現状など、直面する課題や、保存、活用方法についても、所有者、管理者、地域から等を、聞き取りを行うなど、把握した情報もデータベース化して、整理していきたいと考えているところでございます。今後、文化財施策を推進していくためには、文化財単体としてではなく、文化財を取り巻く自然環境、景観、観光、まちづくり、教育などに関わる内容を有していることから、文化財を大切にすることの意義を理解し、受け継いでいくことの大切さを生涯にわたって学ぶことができるよう、先端技術の活用や多言語化も推進し、多くの方がわかりやすい文化財紹介の機会を創出するなど、工夫しながら、伝統文化や文化財の保存に関する取組を行っていききたいと考えております。特別名勝、三段峡を始めとする指定文化財については、適切な管理保護、保存を行うよう、国、県等関係機関と連携し、積極的に公開、活用することにより、広く文化財に触れ、学び、親しむ機会と理解を深めていただくような取組を行っていききたいと考えております。そして、安芸太田町、文化財保存活用地域計画の作成に取り組む方針であるかということの質問をいただいたところでございます。現状、国の重要文化財、史跡、名勝、天然記念物の現状変更には、その都度、国の許可が必要となっておりますが、安芸太田町文化財保存活用地域計画を作成し、国の認可を受ければ、現状変更の許可など、文化庁長官の権限に属する事務の一部について、町でも行うことが可能となり、地域計画を円滑に実施することができるものとなっております。また、文化財の個別保存活用計画と連携することによって、文化庁からのハード、ソフト事業に対する補助金等の財政支援が得られることも見込んでおるところでございます。本町においては、文化財の保存活用に関する計画は作成はしておりません。しかし、文化財施策を実効性あるものにするためにも、このたびの広島県文化財保存活用大綱を勘案して、安芸太田町文化財保存活用地域計画の内容が自然環境、景観、観光まちづくり、教育などに携わる内容を有していることから、まずは地域計画作成に関する町の事務体制や、文化財の専門的な知識を有する職員の育成確保、また、文化財の映像保存するなどの基礎資料づくりに要する予算など、地域計画作成に向けて具体的な検討を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。私のほうからですね、2点目のご質問でございます。特別名勝三段峡の文化財としての保存活用についてということで、ご質問あったところでございます。先ほど教育委員会が言ったのは、安芸太田町の文化財保存活用地域計画というのがありますけど、今度、三段峡、個々にあります文化財保存活用計画、個別計画と呼んでますけど、その作成を促進するように、県の大綱には示されておるといったことで、これ、町全体ではなくて、個々の文化財の所有者、また管理団体が、保存活用計画ですね、要は個別計画を策定し、国の認定を受けるもので、この背景につきましても、文化財をまちづくりに生かし地域社会総がかりで取り組んでいくというのが、必要であると、そういう、改正の趣旨となっております。通常、先ほどありましたように、その都度、現状変更許可が、国のほうで許可が必要でございますけど、三段峡もその一つでございます。その都度許可を受けております。今回の台風大雨の災害か所数、台風で30か所、

大雨で11か所ということで、特に正面口から水梨までが、多くの災害を受けております。早急の復旧を広島県に要望しておりますが、現状変更に伴うものであれば、その許可は、その都度国のほう許可をとるということで、長期化も、危惧するところでございます。個別計画でございますけど、管理団体であります広島県が策定することということで、このことにつきましては、三段峡の緊急要望の際にですね、県のほうから文化財に確認をしているということで確認をしたところでございます。こういったところが可能になりますと、手続化の弾力化、届出だけで済むということが可能になってくると思います。さらにこの計画があれば、文化庁の補助も受けて、受けることもできますし、また、広島県については、環境省が主ですので、取組や区分が枠が大きくなります。ただし、すみ分けもしていかなければいけません。町民の財産であります三段峡につきましては、これからも継承できますよう、広島県と連携し、個別の三段峡の個別計画の策定に努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい、ありがとうございました。個別の部分、特に三段峡に対して、強く望んでおきたいんですが、前にもですね、道がもうがたがただいこのを、もう整備するということになるとうちまた申請をして、だからそういう道の整備とかあるいは体の不自由な方が入峡するのにモノレールをつけようだとか、そういう形もですね、その計画の中に載せていただければ、納税とまた違う面で、これできるかできんか知りませんが、10年前に16年ぐらい、10年前に広島県のほうに行き、入り口から700メートルほど、道を整備してですね、やる要望書を出したんですけども、全然、予算が一切ないということで、いまだにできてない状況ですが、こういう計画書の中にきちっとした予算化もしてですね、やっていただけたらと思います。それとあと三段峡の整備について、次の質問の中でも、一応かねてしたいと思っておりますのでこの件については、終わらせていただきまして、次の安芸太田町の産業振興について。これについて質問をさせていただきます。江戸後期にですね、農業の立て直しをしたことで、農民から非常に支持を集めた人である二宮尊徳さん、薪を背負って、携帯電話を見ながら、たら今ですが、本を読みながら歩いてた銅像があるんです。その中に、言葉の中に、道徳なき経済は犯罪である。経済なき道徳は寝言であるという名言がございます。道徳なき経済をしているというのは、まさに詐欺師のように人をだまして金さえもうければいいという、これは犯罪をしているということでございます。ビジネスをしているからには、商品、サービスを買ってくれるお客様に対して、きちんと価値を提供するというのが大前提ですし、この世の中をよくしていきたいという思いなしに、金もうけだけをしたならば、それは犯罪のようなものであると言っております。もう一つの経済なき道徳は寝言だと、言っておられますのについては、経済的な裏づけがなければ、理念や理想は思想は寝言であるということで、理念を掲げてる、思想はとても立派なのですが、経済のことは考えなければ結局もうからないので、理念を実現できないということが多いのであります。それは現実的ではございません。どんなにすばらしいことを言っても、経済的な裏づけがなければ、所詮それは寝言ということでありまして。道徳といいますが夢、思想、理念を大事にするというのは、金もうけは、悪であって、経済利益追求を軽んじている傾向がある人が多いような気がしてなりません。町に経済基盤がないと、町民の思いや町の掲げた理念というのは、現実、できないのではないのでしょうか。道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言であるという二宮尊徳の名言は公共の福祉を行う上でも、ビジネスを行う上でも、すばらしい格言だと思っております。町や町民が豊かにならなければ奉仕も福祉もできないと思います。民間事業者による営利を目的とした事業の成長があるからこそ、地域が活性化し、人が集

まり、町民が豊かになる。我が町にとって、理想、理念も必要ではございますが、まずはしっかりと経済基盤をつくる。町民の皆さんが所得を増やして、豊かな生活ができる政策をしなければならないと考えております。町長は、先日、7月16日に仮称広島西ウインドファーム事業について、再生可能エネルギーの必要性や地域活性化の重要性を否定するものではないが、本事業は、当該地域住民の不安が払拭できない。先人の定めたルールをあえて破ってまで進むべき事業なのか。そしてつき詰めれば、民間事業者による営利を目的とした事業であり、これについては6番議員のほうからも質問があったと思うんですが、本町のまちづくりに必要不可欠なものではないと判断され、太田川源流域の豊かな自然を守りながら、流域に暮らす多くの方々の生命を支え、かつ、訪れた人たち全てを元気にする、そんな町を町民一丸となつてつくりたい。と表明されておりますが、地元の商工業者からは、地域活性化のための現実な、現実的な経済対策事業が見えてこない。経済活性化を推進してほしいとの声が上がっております。風力発電事業を断念した今、それに代わる具体的な経済活性化の事業について、町長の考えをお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて津田議員より、特に産業振興、経済活性化の観点についてご質問をいただきました。ご指摘いただいたように、風力発電事業については、今般、7月の段階で受入れをしないということについて発表させていただきました。それはそれとしながらももちろん産業振興も進めていかなければならない。これは風力発電の話とは関係なく、やはり進めていかなければならないことではございまして、その際について、私自身は、それこそ選挙のときからお話をしたように、自然を生かしたまちづくりという観点からですね、今の自然を生かしながら、本町の資源であるその自然を生かした観光産業振興、とりわけ観光振興ですとか、農業林業そういった部分について力を入れていきたいと話をさせていただいております。折しも風力発電の議論をする中でですね、私もいろんな皆さんからの声を聞く中で、まさに自然を生かしたまちづくりというのが、できる限り今ある自然と調和を図っていくということが、町民の皆さんが考える、自然を生かしたまちづくりに、イメージとしても合うということを私なりにですね、再認識をさせていただいたところでございまして、そういった意味でも、今申し上げました、自然を生かしたまちづくりの観点からの産業振興、例えば観光振興であるとか、農業林業そういった分野に改めて力を入れていきながら、地域を活性化させていただきたいというふうに感じているところでございます。とりわけ観光というのはやはり、改めて本町としてしっかり力を入れていかなければならない、そういう分野だというふうに思っております、これ今回の議会でも何度かお話をさせていただきました。これからまさに行楽シーズンを迎える中、コロナ禍ということでなかなか難しい部分はあるんですが、その中でも、しっかりと進めさせていただきたい。とりわけ、多くの皆さんに来ていただくのはありがたいんですが、来ていただくだけではなくて、お金を落としていただく、そういう仕組みをやはりつくる必要があるということで、これ引き続きアクティビティーの充実なども含めてですね、取組をさせていただきたい。それについては地域商社もしっかりと、事業者さんとそれから観光客を結びつけていく、そういう取組を応援をさせていただきたいと思っておりますし、これもお話をしたとおり、本町においては、ヘルスツーリズム推進協議会という形で、既にそういう枠組みなどもあるものですから、そういったところも協力をしていただきながら、この観光というのをまずは、しっかりと進めさせていただきたいと思っております。その上で、農業部門についても、これも昨日からいろいろご指摘ございました。例えば産直市、これからしっかりと、まさに町の農業の起爆剤となるような、農家の皆さんの所得が向上するような、そうい

う産直市をこれからつくっていかねばならないと思っております。そういった部分でも、ご支援なりさせていただきたいと思っておりますし、かねてから私も林業の話もさせていただいておりました。そういった部分でも、力を入れさせていただきたいということで、改めて、本町の大きな資源であります、この自然を生かした産業振興、今申し上げた点についてですね進めさせていただきながら、ある意味、裾野広く、多くの皆さんがこの産業振興に関わるような、そういう産業振興を進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい、ありがとうございました。やはりですね、具体的に、具体的にですね、何人人を雇うて、バランスシートが見えてこなくちゃやっぱり、利益追求というのはできないと思うんですよ、同僚議員の質問の中に、産業振興の中で、バイオマス事業とか、いうことを、町長が言っておられますが、この際ですね、やっぱり抜本的な思い切った政策が要るんじゃないかと思えます。例を挙げればですね、九州大分県、九重夢の大吊橋っていうのがございますが、皆さん御存じ、もう一千万人近く入場者があります。これは2006年10月30日に開通しました。入場者は、開通9日後に10万人を超え、開通僅かに24日後に年間目標の30万その後6か月で100万人。総事業費が20億。そのうち7億3000万円を、地域再生事業債。借金ですが、借りて行った事業です。予定より、10年返済というのが8年早く、開通から2年で完済しております。現在のところ、入場者数は毎年100万人。予想を大きく上回っております。現地の観光客、それでもまだ満足いかずですね、滞在時間が短いんで、今後は滞在を増やすような、そういう施策をして、地域の財源にしたいという方向で進んでおりますが、これぐらいのですね、思い切ったことを、わくわく町民がするような、ことを考えるべきだと私は思うんですね。仮にですね、仮にですが、これ世界一長いゴンドラというのが、この間町長に資料渡したと思うんですけども、三段峡の入り口から、恐羅漢まで、スキー場までですね、6050mあるんですが、それをつくって、そして、観光振興に役立てたい。それは一応試算を出してみた業者がおります。総事業費がゴンドラだけで40億、付帯で10億、50億かかると。いうことでありまして、三段峡もああやって、溪谷の中が土砂崩れで入れない状態で、それを上から紅葉シーズン眺めてもらったり、いうことをやったらどうかと。試算の中で夏場が24万3000人、運営上。冬場が12万5000人。合計36万8000人年間の来客で、運賃を2100円、1人往復で取るとですね、7億7000万の売上げがあり、営業利益が年間4億7000万という試算も出ております。そういう形のものをですね、これできないことじゃないと思うんですよ。今回事業計画、文化財保護あるいは、国定公園内の開発、これ。九重大吊橋も国立公園の中でありましてね、許可認可をとるのも大変だったと聞いておりますが、これぐらいのやっぱり夢を持った政策、やってもらいたい。ムーンショットとってですね、ケネディ大統領は1961年、月に向かうんだ我々は、1970年までに月に行く予定、見事に1969年、月に行っておりますが、当時はそんなばかなことできるわけない、といった事業であります。我が町にもですね、そういう大きな目標に対して、町民みんなでやろうじゃないか。そういう意気込みを町長、本当は旗を振っていただきたい。そうすることによって、地域にも、業者にも仕事が、それとまた、スキー場も潤うし、入り口の商売人、あるいは深入山、そういった大きな観光の引き金あるいは、となると思います。県のほうも、この7月の1日から広島国際空港、民営化になりまして、三井不動産を代表企業になって、今企画しておりますが、30年間で路線数、利用者とも大きく増加させる見通しを示して、旅客数は2018年度の300万人から586万人へ増加する目標を掲げており、国内線では格安航空会社LCCの拠点化、国際線、東ア

ジア地方都市や東南アジア、南アジアの路線誘致などに取り組むということでありまして、広島から、羽田便は、今の広島空港のドル箱ではありますが、リニア新幹線に移行することで、JRと協調して、鉄道を空港の地下200メートル、河内駅から本郷駅まで、約5キロあるんですけど、地下の駅をつくって、アジアの拠点とした空港にやりたいという目標を出しておられます。300億かかるらしいんですけども、そういった広島県は中国圏でもう一番観光客が少ないと聞いておりますが、県もそういう形で、インバウンドあるいは県外からの誘致を考えております。それはそれだけ580万来るんならそれをぜひとも三段峡に来て、あるいは恐羅漢に来て、お金を落としてもらう、そういう事業を県と連携をし、あるいは国と連携して進めていってもらえれば、我々商工業者とか、あるいは町民の豊かな所得アップにつながるんじゃないかと考えております。この件について、町長の思いはどうでしょうか。お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて大変大きなお話をいただきました。それこそ津田議員ならではのといいますが、大変大きなお話を聞かせていただきました。今、ご意見というか、なかなか難しいところではありますが、改めてでも、そういったことも含めてですね、やっぱり大きな絵を考えていかなくちゃいけないというのは、ご指摘のとおりですし、そういった意味で、私も今この段階で、今言っていたようなゴンドラ計画みたいなものを否定するつもりもありません。町の立場からすると、まずはそういった意味でいうと、産業面ではやっぱり道の駅の再整備というのが我々なりに大変大きな課題でございまして、それこそ、これは本町がそれを主体的になって取り組まなければならない事業規模も、40億50億というのはなかなか難しいかもしれませんが、それにしてもできるだけ大きい、それこそ絵を描かなければならないなと思いつながら、取組をさせていただいてるところでございまして。その上で、本当にそれぐらいの規模になりますと、まさに町としてなかなか単独でできるような時代ではなくなってるのかなと思うと、冒頭の二宮尊徳翁の話ではないんですが、やはりその経済性の部分がついていかなければ、夢物語に終わってしまう。例えば、今の場合で言うと、そういった事業について、民間の立場から、例えば投資していただけるような、そういうパートナーをやっぱり探していくということもある意味、具体的に進めようと思ったら、重要な観点なのかなあと考えております。逆にそういったところをつかまえることができれば、本当に実現可能なアイデアではないかなと思いますし、町としても、そういうことになればですね、それこそ、応援をしたいというか、我々の立場で、どういう形でご協力ができるかということは、考えられるお話かなと思っています。いずれにしても、私自身が思っておりますのは、観光もですから、やっぱり地域にお金を落としてもらう仕組みというのが、まだまだ十分できていなくて、今本当に多くの皆さんにお越しをいただくんですけども、自然の中で遊んで、場合によっては、弁当を持ってきて食べて、ごみだけ置いていかれることのないように、来ていただく方にも、自然を楽しんでいただくのはありがたいんですが、加えて、お金を落としてもらう仕組み、これはやはり、地味ではありますがこつこつ準備をしていく必要があるかなと思っています。そういった部分もあわせて進めさせていただきながら、その上で、津田議員に負けないような大きな絵が描けるように、我々なりに頑張っていきたいと思いますが、またいろいろとお知恵をいただければと思っていますよろしく願いいたします。

○中本正廣議長

はい、津田議員。

○津田宏議員

はい。二宮尊徳もあの小さいことをこつこつ進め重ねることが大切だと言っておりますが、今回ウインドファーム事業を事業総額 180 億と聞いております。それを断ってまでやる事業だからやっぱりまだ 60 億じゃ少ないんじゃないかと思うんですが、やはりね、民営化というのが今回三井不動産でやるわけですよ。こういう体制、すばらしい自然を経済に結びつける、そういうファンド会社、いっぱいおるんですね。そういうところも、ちょっと大きなことを言って、風が吹かんようになったけ、僕が吹かにかいけん思うて吹きゆるんですけど、考えていただけたらと思います。この問題はこれで終わらせていただきまして最後にちょっと地元商工業者のことに対してちょっと質問させていただきますが、安芸太田町独自の事業者向けの預託融資制度の新設についてでございます。全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、町内の事業者、特に宿泊業者や運輸業、飲食店などがダメージを受けており、商工会が窓口となっているマル経融資制度による借入金が、令和元年度は 12 件であったものが、令和 2 年度には 24 件と倍に伸びております。本年度は、現時点で、現時点の 4 か月で 7 件となっており、このことから、事業者の窮状が伺いしれます。商工会が 4 月から 6 月に行った経済動向調査において、町独自の預託金融資金制度の創設についてアンケートを行った結果、68 件の回答のうち 56 件が創設を希望すると回答しております。県内の市町においても、23 市町中、17 の市町が、独自の融資制度を制定しております。県内の状況や事業者の要望等を考慮し、町独自の預託融資制度を導入して、少しでも事業者の元気を出すような政策を展開する必要性があると思慮されますが、町独自の預託制度を創設する考えがあるかどうか。町長のお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

町独自の融資制度と申しますかそういったことも含めたご支援の件だと思っております。これまた従来も、いろんな場で話をさせていただいております。本町には今の有効な資源というのは自然資源も含めて、あるいは、指定管理施設なども含めてですね、様々な資源が眠っていると思いつつも、町だけではなかなか有効に生かすことが出来ないあるいは民間のそれこそノウハウと資金がある方に、そういった施設を使っていただく、いただくことによって、事業展開するというのは大変重要なことでございますしそれによって町の活性化を図ることも、頑張っていかなければならないと思っております。そういった意味では我々としては当然、まずはそういった魅力ある資源をいかに意欲のある方々にご紹介をするか、そういうところを力を入れてきたわけですが、その上で、さらに資金の確保についてですね、町としても応援をするということも、これ十分考えていかなければならないことだと思っております。実際に、県は既に同趣旨の制度を用意されていると伺っておりますし、また、幾つかの県内の市町においてもですね、同様の融資制度をそれぞれ独自で持っておられるところもあると聞いております。私どもの場合、果たして実際に独自で用意すべきなのかあるいはその都度県にご用意をお願いをさせていただくべきなのか、そこは少しいろいろと検討させていただければなあと思っております。ただ改めて、本町、人口が少なく、あるいは町内の事業者もですね、なかなか新しい投資ができないという意味では、町外の、繰り返しになりますが、意欲とあるいはノウハウのある、そういう方々に来ていただけるような、そういう環境をやっぱり用意していくことも重要だと思っております。その観点で、今の融資制度を改めて、町独自のものを要すべきかどうか、これから検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

津田議員。

○津田宏議員

はい、前向きに検討をよろしく願いいたします。最後にコロナ禍で、国の財政は極端に悪化しております。これまで通りが通用しなくなることは確実であります。地方自治体は財政が悪化すれば、これまで通り国のルールに基づいて、歳出抑制をし、自治体運営をしていけば、国が手厚く補償、補填してくれるよというような考えは、立ちいかなくなってまいります。自治体の自主財源の確保という意味で、民間経済活動の後支えは、町の大きな役割であることは間違いのないと思います。座して死を待つのではなく、思い切った町民がわくわくするような事業を行うべきだと考えます。また、町内企業は営利活動のみならず、地域の生活活性化に寄与しており、例えば商工業者は、職業技能を生かしてイベントや祭りなどを開催するほか、町内雇用に貢献しており、自治会や消防団などへも貢献し、商店街は住民コミュニティ形成の場にもなっているなど、地域づくりにおいて大きな役割を果たしております。そのような地域社会を下支えする企業のために、町としても十分その役割を認識していただき、未永く地域を支えていただいている、今ある事業所が持続するような政策を展開するべきであると提言いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で10番、津田議員の質問を終わります。

通告による一般質問は、全部終了しました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂事務局長

御起立願います。一同御礼。

散会 午後 3 : 22分
